

令和4年度版
高齢者福祉施設における
災害対応マニュアル

～入所施設、通所施設のための
災害マニュアル～

令和4年6月

静岡県

第1編 地震・津波対策編 目次

第1 平常時における地震防災対策

- 1 施設の安全化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 必需品の備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 地震発生時の初動体制確立のために・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 地域社会との連携づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 防災教育と防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2 南海トラフ地震への対応について

- 1 南海トラフ地震に関連する情報・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 南海トラフ地震臨時情報への対応について・・・・・・・・ 16

第3 発生時における地震防災対策

- 1 対策本部体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 人的・物的被害の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 二次災害の発生防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 施設利用者の避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 必要な連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 利用者が受けた精神的ショックを癒す対応・・・・・・・・ 25

第4 地震発生後の被災生活確保対策

- 1 施設利用者の生活を維持する必需品の確保・・・・・・・・ 26
- 2 施設利用者の生活を維持するための人手の確保・・・・・・・・ 26
- 3 一時帰宅した施設利用者、その家族に対する支援対策の実施・・・ 27
- 4 施設の早期再開を目指す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 職員へのケアの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 地域に居住する在宅弱者への支援対策の実施・・・・・・・・ 29

第5 津波対策

- 1 東日本大震災の教訓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 静岡県第4次被害想定に基づく津波高の想定・・・・・・・・ 30
- 3 津波の特徴について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 情報収集と対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

東日本大震災以降、県や市町で危険性等の見直しが行われています。最新の情報に注意してください。

第2編 風水害対策編 目次

地震対策と共通する事項は、「地震・津波対策編」を参考として対応することとし、ここでの記載は省略しています。

第1 平常時における風水害対策

- 1 施設の安全化対策……………51

第2 気象警報発表時等における対策

- 1 気象警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達……………53
- 2 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係について……………58
- 3 気象警報等発表時の役割分担別の準備……………59
- 4 気象警報等発表時の安全対策の実施……………59

第3 発生時における対策

- 1 災害発生時の特徴……………62
- 2 災害発生時の対応策……………62

第4 災害発生時における地域での役割

- 1 地域の安心拠点……………65

参考資料……………67

第1編

地震・津波対策編

第 1 平常時における地震防災対策

1 施設の安全化対策

高齢者福祉施設の入所者等利用者は、地震発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な障害がある場合が多いため、施設の安全対策を実施し、いざというときに備えて施設環境を整備しておくことは、高齢者福祉施設の地震防災対策の中で重要です。

(1) 立地条件の確認

ア 山崩れ、落石、津波、火災による延焼、液状化等の想定される危険性について十分な調査と点検を行いましょう。静岡県GISでは、地質、津波浸水、土砂災害などの情報を地図上で公開しています。

静岡県GIS <https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

イ 上記の危険性については、市町防災担当部局や消防署と十分協議しましょう。

(2) 建築物の安全確認

床面積が 300 m²を超える建築物や 3階部分が 100 m²を超える建築物等は、維持管理状況を定期的に調査して、県や市に報告する義務があります（建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項）。利用者が安全に施設を利用できるよう、必ず報告しましょう。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された建築物は、耐震性能が劣る場合が多いので、必ず耐震診断を受けましょう。

施設管理者は、発災時に、緊急かつ応急的に建物の使用可否を判断するため、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針(内閣府)」等を参考に、点検に使用できるチェックリスト等を作成しておきましょう。

(3) 耐震化・不燃化対策

ア 耐震診断の結果、耐震性が劣ると判定された建築物については、補強などの耐震化対策や建替えを早期に実施しましょう。

イ また、仮補強工事の施工や危険箇所の利用を一時差し控える等、当面の応急対策を講じましょう。

ウ 重度障害者の入所施設等で自力移動が全くできない者の対策は、特に耐震化、不燃化に配慮し、安全を確保するよう努めましょう。

(4) 落下物、倒壊物の対策

ア 屋内対策

(ア) 窓ガラス等の対策

窓ガラスや書棚、食器棚等については、ガラス飛散防止対策が必要です。割

れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強しましょう。

(イ) 備品等の転倒防止対策

机、ロッカー、ダンス、書棚、戸棚及び冷蔵庫やテレビなどの電化製品等は、ロープ、針金、金具等で床、壁にしっかりと固定し、転倒や移動を防止しましょう。書棚や戸棚は棚板の縁を高くするなど落下防止を行いましょう。開き戸は、振動により、開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を行いましょう。

(ウ) 天井からの落下物対策

照明器具（シャンデリア等）や吸音材、壁掛け時計等の取付状態を点検し、鎖で補強するなど、落下防止策を施しましょう。

(エ) 安全スペースの確保

可能ならば、建物内の一室は、什器等を一切置かず、利用者が集まれる「安全スペース」として確保しておきましょう。手すりが設置されている広い廊下も安全スペースとしては有効です。

(オ) 情報通信機器の適正な管理

津波の被害が想定される建物では、情報源となるテレビやラジオのほか、電話、携帯電話・スマートフォン、ファクシミリ、パソコンなど通信機器を上階に設置しておきましょう。

イ 屋外対策

(ア) 屋根瓦の対策

瓦葺きの屋根がある場合、瓦の落下による負傷も予想されるので、葺き工事の工法、状態等について専門家による点検を行い、危険箇所を補修しましょう。できればトタン、スレート等の落下の心配が少なく、軽いものに改修することも有効です。

(イ) 門、塀の倒壊防止

屋外へ避難する場合の避難経路に面した、門、塀の倒壊防止について配慮し、安全性について確認しましょう。特に、コンクリートブロック造のものは、基礎部分、亀裂の状態等の点検を行い、必要な補修を行いましょう。

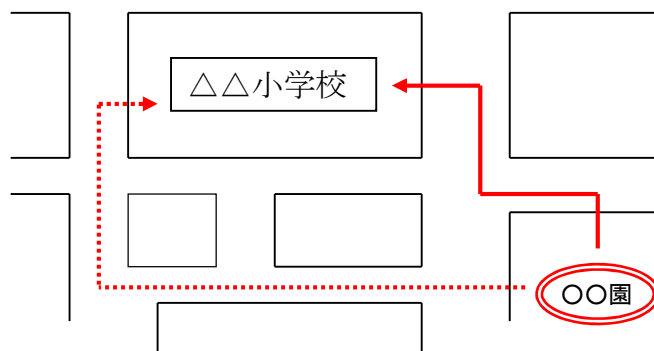
なお、危険性の高い石塀やブロック塀は、倒壊の危険のない生垣やフェンスにすることが望まれます。

(ウ) 倒壊危険物の対策

遊具、物置、老木等施設の構内にある倒壊危険物の点検を行い、危険なものは補強し、不用物は除去しましょう。避難経路や出入口付近の自動販売機等については、設置業者と相談し、必要な転倒防止策を行っておきましょう。

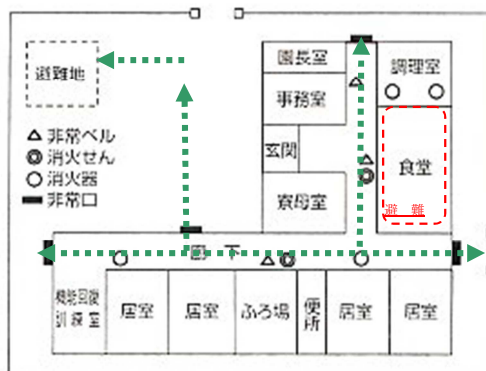
(5) 避難経路の確認等

ア 施設外の避難場所への経路図を作成し、貼り出しておきましょう。この場合最低でも2つの避難経路を確保しておきましょう。なお、定めた避難ルートのほか、利用可能な道路は全て把握しておきましょう。



イ 建物内の安全な避難スペース、消火器の位置、地震時に開放する出口位置、避難経路などについて建物平面図を基に記載し、廊下など誰もが確認できる場所に貼り出しておきましょう。

〇〇園消防用設置配置図及び施設内避難地



ウ 徒歩での避難が困難な利用者数から割り出される、施設車両・職員車両及び近隣地域住民協力車両を必要数確保しておきましょう。必要数に満たない場合は公的機関（市町災害対策本部・警察・消防）の応援を得られるよう、あらかじめ調整をしておきましょう。

エ 利用者ごとに避難するための方法（徒歩、車いす、ストレッチャー）を色分けするなど、職員が認識できるようにしておき、プラカード、ゼッケン等を準備しておきましょう。

オ 避難に必要な時間を確認するため、自動車での避難が可能な場合と、徒歩での場合、それぞれどれだけかかるかを計測し、職員に周知しておきましょう。

2 必需品の備蓄

大規模な地震が発生した場合には、行政も即座に施設への救援活動を実施できない可能性もあります。このため、少なくとも最低7日間は施設で入所者・通所者並びに職員の生活が維持できるように水、食料、その他必需品を備蓄してください。その際には、利用者の特性を考慮して必要となる食糧、資機材をリストアップし、備蓄しましょう。

なお、施設機能が停止したことにより、利用者の健康状態が悪化するおそれがあります。日頃から備蓄しておく食糧については、栄養バランスや利用者の特性に配慮したものとする必要があります。

また、津波の被害が想定される建物では、資機材の備蓄場所を津波被害のおそれのない場所に移しておくことが重要です。

(1) 飲料水と生活用水の備蓄

入所施設においては、飲料水のみならず、洗濯物やおむつ使用者の清拭等のために大量の水が必要になります。

地震発生後には、速やかに応急給水活動が実施されますが、給水範囲は広範に及び、施設への給水が即座に実施されない可能性もあります。

このため、飲料水については、一人一日3リットルを目安に、7日分を各施設で備蓄しておく必要があります。

その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水・河川等の自然水利の利用等、施設の立地条件に応じて断水時に使える水源を検討しておきましょう。なお、浄水装置や組立水槽等を備えておけば心強いです。

(2) 利用者の特性に合わせた非常用食料の備蓄

地震発生時の断水、停電、都市ガス供給停止等に伴い、施設内での調理が不可能となる事態が想定されます。また、物資の流通が滞り食材の調達が困難になる事も予想されるため、施設では少なくとも7日分の食料を備蓄してください。備蓄食糧の内容は、利用者の身体的特性に応じた食料品の選定を施設で事前に検討し、調理が不要なものなどを備蓄しておく事が必要となります。

(3) 衛生用品の備蓄

断水や停電により、洗濯や入浴ができない、水洗トイレが使用できない等、衛生面で様々な問題が発生することが予想されます。

このため、紙おむつやウェットティッシュ、ナプキン等の衛生用品や、ポータブル便器、簡易トイレ等利用者の特性に応じた物品を備蓄しておくことが必要です。新潟県中越地震の際にもトイレの確保が大きな課題となりました。

(4) 医薬品確保のための備え

入所施設の利用者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している人が多くい

ます。特に、投薬が途切れると生命に関わるような疾病、投薬をしなければ症状のコントロールができないと見込まれる場合には、施設において常に最低3日分の医薬品を確保しておくように心掛けてください。

また、緊急時にはどこにいても即座に投薬が継続されるように、利用者各人の投薬に関しての情報を、施設、利用者、利用者の家庭で保管しておくことも重要です。

(5) エネルギー源の確保のための備え

停電時に備えた乾電池、モバイルバッテリー、自家発電装置や自家発電に必要な燃料・冷却水の備蓄並びに、都市ガスの供給停止に備えたプロパンガス調理器具や薪を使った炊き出し等、代替熱源の確保方策を検討しておくことが必要です。

さらに、自家発電装置等の非常用電源の操作方法や代替熱源を用いた炊き出し方法は、職員全員が防災訓練等の機会を通じて体験し、地震発生時に円滑に実施できるよう訓練を重ねておきましょう。

自家発電装置を備えている場合には、燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じておきましょう。

3 地震発生時の初動体制確立のために

地震が発生する時間帯によっては、少数の職員が地震発生直後の防災対応を全て行わなければならない事態に陥ります。

阪神・淡路大震災時には、当直の職員が施設の被害調査から、施設利用者並びにその家族の安否確認等、多くの対策に忙殺されました。さらに、緊急時の安否確認方法等について、事前に取り決めをしていた施設は少なく、確認に多大な労力を要したとのことです。

このため、入所施設、通所施設いずれの場合にも、様々な状況を想定して、職員の参集計画や安否確認の手順、家族引き取りの取り決め等について、事前に計画を定めておくことが必要です。

(1) 職員の参集と役割分担計画の作成

職員の居住場所や通勤手段を考慮に入れ、地震発生時に施設への駆けつけが可能な職員が何人いるかを把握した上で、初動期における職員の役割分担を明確に定めましょう。

また、震度 x 以上ならどの範囲の職員が自主参集するかという参集ルールを定め、職員が混乱しないよう参集計画を策定しましょう。

ア 役割分担

- ・地震が発生したら、通常の組織から災害対応がスムーズに行える対策本部体制に移行できるように、事前に災害時の対策



本部体制を確立しておきましょう。

- ・その際、夜間時に参集可能な職員を決めておきましょう。

〈夜間参集可能な職員の決め方の例〉

- ・自宅から施設までの距離が近い
- ・施設までの道のりで災害に遭う危険性が低い

- ・参集状況に応じて対策本部体制を作り、それを記載したものを貼り出しておきましょう。
- ・本部長が不在の場合は、あらかじめ本部長の代わりとなる責任者を決めるルール化しておきましょう。

イ 参集計画

(ア) 昼間に地震が発生した場合

- ・日常の組織から事前に決めておいた対策本部体制に移行し、行動を開始しましょう。
- ・外出中の職員は、戻り次第、本部長の指示を受けて行動を開始しましょう。
- ・外出先から施設に戻れない場合は、事前に定められた連絡方法に従って状況を報告し、「施設に戻る」、「自宅に戻る」、「周辺被災者の救護活動に当たる」などを自己判断しましょう。

(イ) 早朝又は夜間に地震が発生した場合

- ・早朝・夜間の参集ルールは、事前に決めておきましょう。

〈参集ルールの例〉

参集体制	行動基準	参集人員	連絡体制
待機	施設所在市町内で震度4を記録又は県内で震度6弱以上を記録したとき	・当直 (当直職員は、施設長に状況を知らせる。)	施設長の判断に基づき、職員連絡網により参集を要する職員に連絡を入れる。
警戒参集	施設所在市町内で震度5弱を記録したとき	・施設長 ・各班責任者 ・各班であらかじめ定めた夜間参集可能な職員	メール等により、参集の可否に関わらず連絡する。
非常参集	施設所在市町内で震度5強以上を記録したとき	・全員	同上

(2) 施設利用者の安否確認方法の検討

通所施設の場合はもちろんのこと、入所施設においても利用者が外泊している場合もあるため、地震発生時に施設利用者が施設外にいるときの安否をどのような方

法で確認するのかを、利用者やその家族と事前に話し合い、合意形成を図っておきましょう。

(3) 利用者の家族との連絡体制の確立

入所施設では、利用者の家族の安否を確認することが、利用者の精神的安定を保つために重要であることから、災害用伝言ダイヤルサービスの利用など地震発生時の家族と施設間の連絡方法を事前に定め、情報収集がしやすいような工夫をしておきましょう。

さらに、地震発生後の家族による対応（一時引き取りの可能性等）について、各家族と協議しておくことが必要です。利用者の家族が居住する地区の避難場所など避難時の連絡場所を定めておき、緊急時には家族から連絡を入れてもらうことを事前に申し合わせておきましょう。

通所施設においては、利用者が施設にいた場合の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、地震発生時の引き取りに混乱が生じないようにしましょう。

地震発生時の入所者の家族との連絡体制や引き取りに関する情報は、施設が台帳として整備しておきましょう。

(4) 情報通信手段の確保

ア 「災害用伝言ダイヤル 171」の活用

非常時に職員及び利用者家族と連絡を取るため、「災害用伝言ダイヤル 171」を活用しましょう。

イ 「災害用伝言板」の活用

震度 6 弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合に開設される、「災害用伝言板」を合わせて活用しましょう。

ウ 災害時優先電話の指定

災害時優先電話とは、災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者、病院などの機関を対象に指定されている回線で、「発信」については、一般の回線よりも優先され、かかりやすくなっているのが特徴です。（総務省のホームページに、概要や利用に関する注意点が掲載されています。）

社会福祉施設（「社会福祉法第 2 条第 1 項に定める社会福祉事業を行う者」―「総務大臣が指定する機関（平成 21 年 3 月 9 日総務省告示第 113 号）」を参照）も指定を受けることは可能です。回線等の都合で指定を受けられない場合もありますので、指定等については、御利用の電気通信事業者（NTT の場合は「116」）に問い合わせてください。

(5) 職員、行政・防災関係機関との連絡方法のルール化

ア 職員間の非常時連絡方法のルール化

電話やメールによる参集連絡文案を定め、定型文にして連絡の迅速化を図りましょう。

〈連絡文案の例〉

例 1	〇〇です。今△△にいます。後▽▽分で到着します。
例 2	〇〇です。■■のため参集できません。××にて待機します。

非常時には参集できる、できないにかかわらず、必ず連絡することをルール化しましょう。

イ 市町、防災関係機関、医療機関、ライフライン関係機関との情報伝達に関するルール化

非常時に速やかに連絡できるよう、市町や関係機関との情報伝達手段をあらかじめ決めておきましょう。

なお、市町に対しては、原則として次のルールに従って連絡してください。
(市町によっては、対応が異なる場合があります。事前に確認してください。)

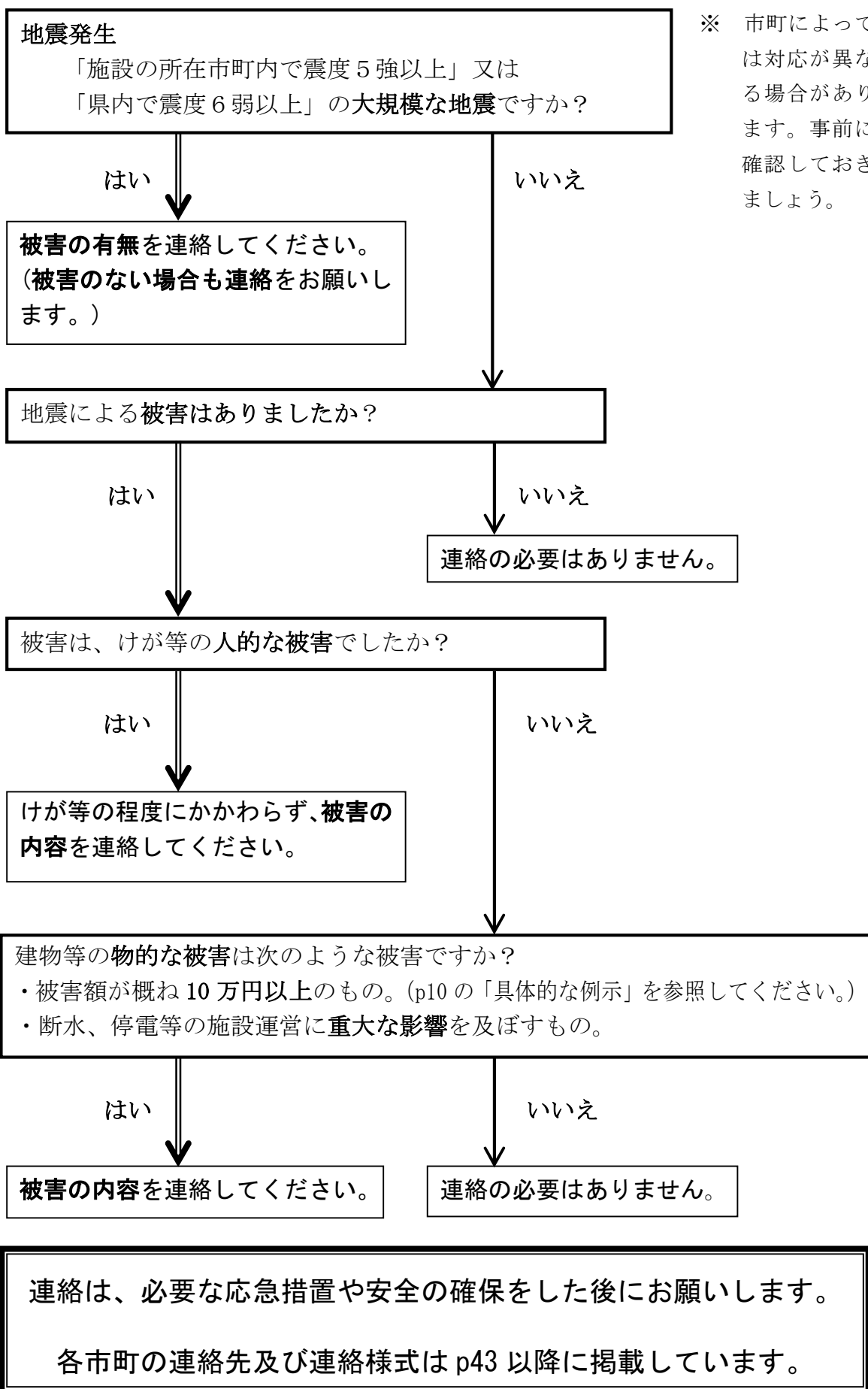
〈市町への連絡方法等〉

方 法	メール又はファクシミリ
様式及び連絡先	「県福祉指導課のホームページ」又は本マニュアルの「参考資料」を御参照ください。(事前に確認のうえ、用意をお願いします。)
時 期	応急措置や避難等の必要な措置や手段を講じた後 (県や市町から必要に応じてメールで、市町への報告を依頼する場合があります。)

〈連絡の内容等〉

地震により被害が発生した場合 (地震の大きさに関係なく連絡)	地震の大きさに関係なく、次のような被害が発生した場合は、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 被害の内容 を連絡してください。 ○人的被害一けが等の程度にかかわらず連絡してください。 ○物的被害一次のような被害は連絡してください。 ・被害額が概ね 10 万円以上のもの。(「具体的な例示」を参照) ・断水、停電等の施設運営に重大な影響を及ぼすもの。
大規模な地震が発生した場合	「施設の所在市町内で震度 5 強以上」又は「県内で震度 6 弱以上」の大規模な地震が発生した場合は、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 被害の無いときも連絡 してください。

※ 連絡のフロー図



〈具体的な例示〉

対 応	例 示
連絡をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が損傷した（「壁にひびが入った」「ドアが閉まらなくなった」「複数の窓ガラスが割れた」「屋根瓦の脱落による雨漏り」など） ・什器、備品の転倒や落下、消耗品等の散乱（「タンスが3 棹倒れた」「コップが30 個割れた」など） ・ライフラインの損傷（「パイプの切断」「水漏れ」「停電」など）
連絡をしない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターやガス器具など、安全装置による一時的な停止 ・容易に復旧可能な什器、備品の転倒や落下、破損（「書類が机から落ちた」） ・少数の備品、消耗品の損傷（「食器が数枚欠けた」など）

(6) 避難行動計画の検討

ア 避難行動計画

施設長は、地震発生時に収集された情報を踏まえ、職員に的確な避難行動を指示するため、避難行動計画パターンを事前に立てておきましょう。

事前にどのような情報の場合にどの行動を選択するかを検討しておきましょう。

〈事前に定めておく避難行動計画パターンの例〉

当初の避難では	⇒	建物内の安全スペースへ避難
	⇒	施設外の安全な広場へ避難
	⇒	津波等被害を受けない場所へ避難
本格的な避難では	⇒	建物内で待機
	⇒	施設敷地内の安全な広場等へ避難
	⇒	広域避難地へ避難

イ 夜間の屋外への避難

地震が夜間に起こったとき、職員が参集するまでの間、数少ない当直の職員で、利用者の当初の避難を実施せざるを得ません。

夜間の避難行動に備え、災害時には近所の応援が迅速に得られるよう、日頃から自主防災組織や地元消防団等との連携を強めておきましょう。

また、夜間の屋外への避難に当たっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、職員は明るい色の上着を着用したり、蛍光塗料を使ってルート誘導を行うなどの工夫をしましょう。

4 地域社会との連携づくり

(1) 施設への支援を得るための協力体制づくり

地震発生時には、水や食料の確保、利用者の日常生活介護等の面で、様々な支援が必要となります。このためには、施設が立地する地域社会と日頃から連携を取り、いざというときに協力が得られる体制を確立しておくことが必要です。

近隣の病院や開業医、他の社会福祉施設、地域の自主防災組織や商店等と、事前に協定等を結ぶなど、協力体制を確立するとともに、平素の付き合いを心掛け、施設に対する理解を深めておくことが必要です。

(2) 地域の避難拠点としての役割の認識

阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、社会福祉施設が一時的に地域住民の避難場所となったり、在宅の高齢者や障害者の緊急拠点になる等、施設は地域社会で大きな役割を果たしました。

このため、自らの施設を「社会資源」として位置づけ、地域との結びつきを日常的に意識しながら、地域社会と施設がお互いに助け合う立場づくりを推進しましょう。

(3) 広域的な応援体制づくり

地震被害が広範に及ぶ場合には、被災地域外からの応援が必要となります。このため、他県にある関係施設やボランティア団体とも日頃から交流を重ね、大規模地震発生時に備えた広域的な応援体制づくりに取り組むことが望まれます。

(4) 応援を受ける場合の施設内対応マニュアルの作成

ボランティアや他施設の職員、地域住民等による応援を受ける場合には、支援者に対して施設内対応マニュアルを渡し、施設内での支援作業が円滑に行われるよう工夫することが有効です。

このマニュアルは、施設運営の理念、施設の利用者の特性（身体的・精神的状態、食事や排せつに関わる介護の方法等）、さらに避難誘導の方法等、施設で応援者が活動する際の手順書として作成しておくことが望ましいと考えられます。

5 防災教育と防災訓練

(1) 防災教育

常日頃から、職員に対して、地震防災について教育を行うことが必要です。

〈テーマの例〉

- ・「地震及び地震災害についての基礎的な知識」…南海トラフ地震の規模、想定される被害、施設の想定される被害
- ・「施設で行っている地震対策の概要」…建物の耐震安全性、食糧・資機材・医薬品等の備蓄
- ・「地震時に取るべき行動」…対処方法、救命救急の方法（人工呼吸、止血方法等）、果たすべき役割

地震防災教育の実施は、市町や消防署に相談して、協力を得ながら行いましょう。また、地震防災教育には、利用者も参加してもらいましょう。

(2) 施設で行う地震防災訓練

地震防災訓練は、毎年1回以上必ず行いましょう。実際の地震が起こったときに有効です。

〈施設で行う地震防災訓練のチェックリストの例〉

- ・地震が発生した場合における利用者及び職員の対処方法
- ・初期消火活動
- ・利用者の安否確認
- ・出口の確保
- ・通路の安全確認
- ・安全な避難スペースへ避難・誘導
- ・利用者・職員のけがの応急手当
- ・施設の防災本部の設置
- ・施設の安全点検・情報伝達
- ・本部長の各班に対する指揮指導、避難行動の判断

また、訓練の結果を受け、施設で作成した災害対応マニュアルは、1年に1回程度の見直しを行い、各施設を取り巻く環境の変化に対応した、より効果の上がるものに見直していきましょう。

(3) 地域で行う地震防災訓練

地域との連携・協力は、地震発生時や復旧時に極めて有効です。

地域で行う地震防災訓練に施設としても参加し、地震の際にどのような行動を取るべきか、特に情報の伝達、避難方法について十分理解しておきましょう。併せて、地域及び自主防災組織との連携の取り方も協議しておくことは重要です。

また、日頃から、地域での催し、行事に積極的に参加し、地域の人に『災害時に介助が必要な人たちが近くにいる』ことを認識してもらうとともに、避難行動要支援者の災害時の施設への受け入れ体制・人数などについて話し合っておきましょう。

施設としても、地域の人たちを招いた催しを施設内で開催し、施設に馴染んでもらうことも地震時の迅速な避難行動、救助活動に役立ちます。

第2 南海トラフ地震への対応について

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

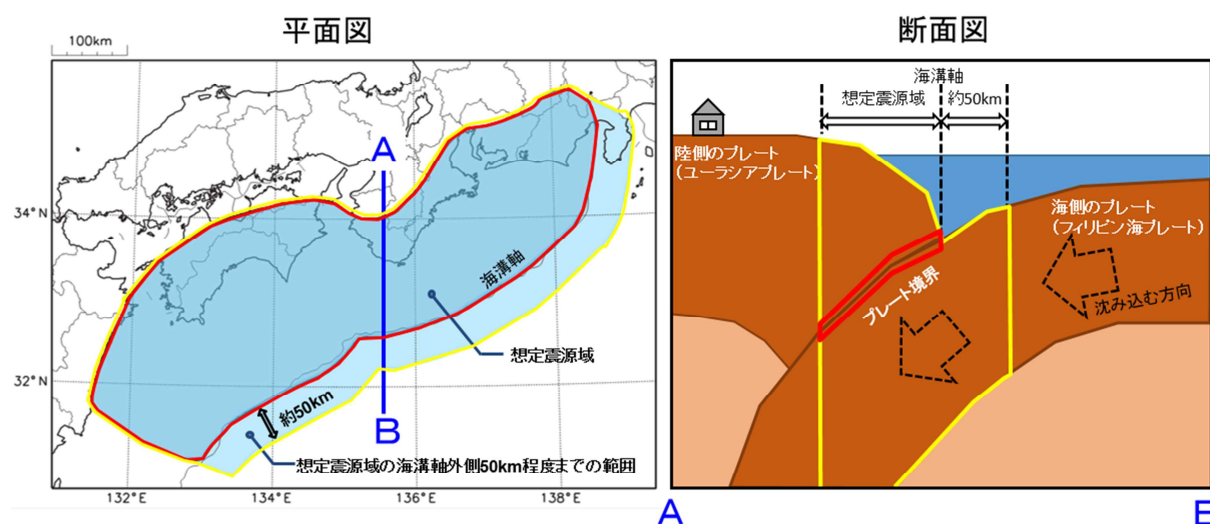
〈「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件〉

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の
 形で情報発表します。

〈南海トラフ地震臨時情報〉に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<ul style="list-style-type: none"> ○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ○1カ所以上のひずみ計（※3）での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	<ul style="list-style-type: none"> ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）

- ※1 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。
- ※2 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- ※3 当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

〈補足情報〉

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。
- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

2 南海トラフ地震臨時情報への対応について

(1) 住民の防災対応について

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動を取ることが重要です。また、起こった現象ごとに対応は異なります。

それぞれの対応については下表のとおりです。

また、下表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わります。

〈住民、企業の防災対応の流れ〉

	プレート境界のM8以上の地震※ ¹	M7以上の地震※ ²	ゆっくりすべり※ ³
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間※ ⁴	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

- ※¹ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※² 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※³ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）
- ※⁴ 2週間とは、後発地震警戒対応期間（1週間）＋後発地震注意対応期間（1週間）

(2) 「巨大地震警戒対応」開始から通常的生活までの住民の地域別対応

最初の地震が発生した後、南海トラフ全域の沿岸地域に緊急地震速報や大津波警報及び津波警報が発表され、当該津波予報区の住民は指定緊急避難場所へ避難します。

南海トラフ地震防災対策推進地域全体としては、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動を取ることが基本となります。

各地域の対応については、下表のとおりです。

〈「巨大地震警戒対応」開始から通常的生活までの住民の地域別対応〉

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
	事前避難対象地域		
	高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域	
最初の地震発生から1週間	社会状況を踏まえて日頃からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等
地震発生後2週間以降	通常的生活※	通常的生活※	通常的生活※

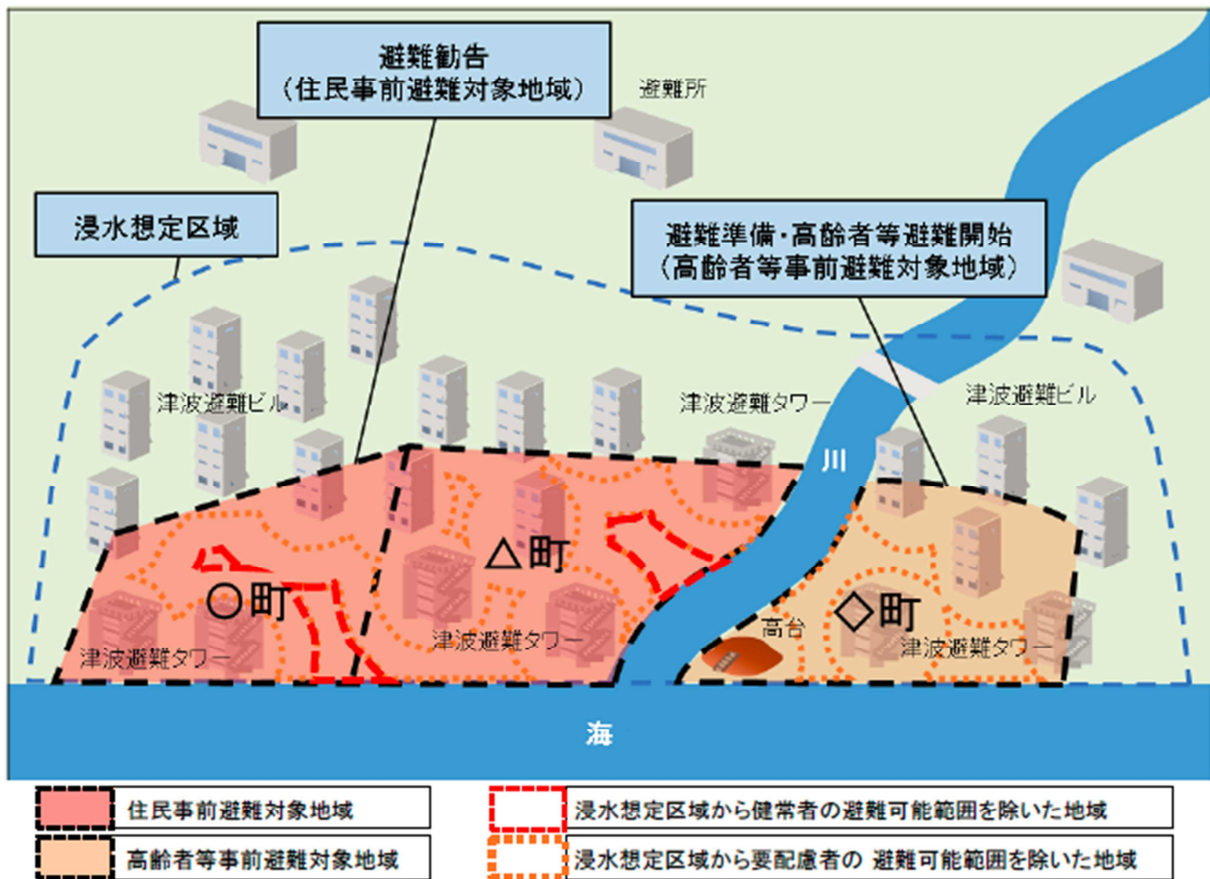
※ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

(3) 事前避難対象地域について

事前避難対象地区は津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域としています。事前避難対象地区は最初の地震発生から1週間、全住民が避難することが求められる住民事前避難対象地域と、要配慮者のみ避難が求められる高齢者等事前避難対象地域の2種類に分類されます。

事前避難対象地域の住民の避難方法などの方針に関しては、今後発表される県版のガイドラインの情報をご確認ください。

〈事前避難対象地域の概念図〉



※ 避難勧告等は自治体が定める町丁目等の単位を基に発令

第3 発生時における地震防災対策

1 対策本部体制の確保

地震発生時には、原則として、事前に決めておいた対策本部体制を取り活動しましょう。

事前に決めておいた体制を確保できない場合、本部長は実際の参集状況に応じて各班に職員を割り当てましょう。なお、本部長が不在の場合にも対応できるよう、代理者・代決権者をあらかじめ決めておきましょう。

少ない職員で役割分担する場合は、一人が複数の役割を担うこととなりますが、まず、救護・看護班、避難誘導班、情報連絡班を立ち上げましょう。

2 人的・物的被害の把握

(1) 安全の確保

予想される南海トラフ地震では、強い揺れが長い時間続くと予想されています。大きな揺れが収まるまで、職員は自らの身の安全を守りながら、利用者の安全確保を呼びかけることが重要です。

揺れが収まるまで、職員は、頭を守ってテーブルの下などに潜るなど自らの身の安全を守りましょう。

自らの身の安全を確保した上で、とっさの判断や行動が難しい高齢者、障害者などに対しては、「ふとんを掛けなさい」など身の安全確保を呼びかけ、頭からふとんを掛けるなど、頭部を守る行動を取りましょう。

(2) 施設内人員の安否確認と人命救助

地震発生時に施設内にいた利用者、ボランティア、職員などの安全確認を即座に実施し、負傷者が発生している場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移し、医師の手当が受けられるまでの間、可能な限りの応急手当を実施しましょう。日頃からの地震防災訓練で慣れておくことが重要です。

なお、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を行いましょう。

万が一、死者が出た場合には、利用者が動揺しないよう隔離安置しましょう。

(3) 施設の屋内外点検

大きな揺れが収まったら、職員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、必要な出口や通路の安全性を確保し、安全な避難経路を確保しましょう。(開ける出口は事前に決めておきましょう。また、戸が再び閉まらないように近くにあるものはさみ込んでおきましょう。)

施設内の火器器具、危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で、チェックリスト等を活用し、施設の倒壊危険性の把握、室内や通路、廊下等の落下物や転倒物等の障害物の点検を行い、施設の使用可否を判断し、余震による二次災害の発生

を防ぎましょう。

また、市町が実施する応急危険度判定を受けた場合は、その判定結果も確認しましょう。

3 二次災害の発生防止対策の実施

(1) 出火防止対策の徹底

火元付近にいる職員は手分けして火元の点検、消火活動を行いましょう。日頃の地震防災訓練で消火栓、消火器の位置を把握するとともに消火動作に慣れておきましょう。自動消火装置付きの機材を導入しておくことも効果的です。

万一施設内で火災が発生した場合には、職員並びに必要なに応じて施設の近隣住民の協力を得ながら初期消火活動に努め、火災の延焼拡大を未然に防止しましょう。

また、ガス器具等の点検と元栓の閉止等によるガス漏れ防止対策を図るとともに、ガスの漏洩が疑われるときには電気のブレーカーを切るなどして火災の発生を防ぎましょう。

また、地震等の災害によって停電した場合、電気が復旧した際に倒れた電気器具や照明器具に通電して火災が発生する火災を「通電火災」といいます。阪神・淡路大震災では、原因が判明している火災の6割が通電火災だったといわれています。施設内で停電が発生した場合には、停電中に電気ストーブを取り外しておくなど、「通電火災」に注意が必要です。

(2) 施設周辺での被害状況把握

地震の二次災害によって施設利用者等が被害を受けないように、津波危険、山崖崩れ危険、延焼火災の発生等、施設が立地している場所の周辺での二次災害の発生状況を確認し、必要と判断された場合には、避難の準備を開始します。

4 施設利用者の避難誘導

施設長は、「地震の震源地」「地震の規模」「津波情報」「周辺の被害状況及び交通状況」「避難指示、避難勧告の有無」などの必要な情報を入手しましょう。収集された情報を踏まえ、避難場所、避難経路の安全性の確認を行い、事前に定めておく避難行動計画パターンの中から適切な行動を選択し、職員に避難行動を指示しましょう。

〈事前に定めておく避難行動計画パターンの例〉

当初の避難では	⇒	建物内の安全スペースへ避難
	⇒	施設外の安全な広場へ避難
	⇒	津波等被害を受けない場所へ避難
本格的な避難では	⇒	建物内で待機
	⇒	施設敷地内の安全な広場等へ避難
	⇒	広域避難地へ避難

なお、「倒壊の危険性がある建物」「土砂災害の被害が想定される建物」「津波の危険性がある建物」では、揺れが収まったら直ちに避難を開始しましょう。

余震が起きても、慌てずに正しい情報に従い行動しましょう。

(1) 被害が軽微な場合には施設内で待機

施設の被害発生状況を調査した結果、施設内の被害が軽微で、建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない場合には、室内の落下物等利用者に危害を与えるおそれのある物を除去し、各自安全な場所で待機します。

(2) 施設内安全空間への避難誘導

施設内には、日頃から安全空間を確保しておき、施設の一部に被害が発生して、その場にとどまることが危険と判断される事態が生じた場合には、安全空間を点検し、利用者の避難するスペースを確保した上で、利用者を誘導しましょう。

なお、災害時に適切な行動が困難な利用者については、安全な避難スペースへ誘導します。

(3) 施設周辺の安全空間への避難誘導

施設の被害が甚大で施設内にとどまることが危険と判断された場合には、被害を免れた近くの建物や他の施設に理解を求め、施設周辺の安全な避難空間を確認し、地域の自主防災組織等の協力を得て利用者を避難誘導します。

避難誘導の方法は、利用者特性や施設の立地状況によって異なりますので、それぞれの特性に応じ、事前に定められた避難誘導を行いましょう。

余震時には慌てずに正しい情報に従い行動し、身の安全を守る行動を取ることや危険な場所に立ち入らないように指示しましょう。



(4) 広域避難場所への避難誘導

施設周辺で延焼火災が発生し、地域内にとどまることが危険と判断された場合には、あらかじめ定められた広域避難場所へ利用者を避難誘導しましょう。

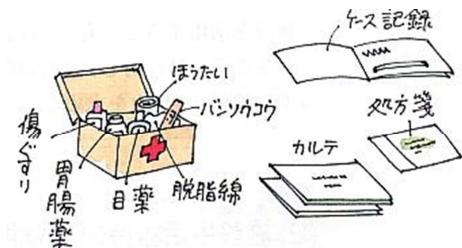
この場合、自力避難が困難な利用者が多数いる施設においては、地域住民の協力

を得て、車両等による避難を行いましょう。非常時に地域住民の協力を得るために、日頃から連携を密にしておくことが望まれます。

(5) 施設外へ避難する際の非常持ち出し品の携帯

施設外へ利用者を避難誘導する際には、利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等、利用者の生命に関わる物は非常持ち出し品として職員が携帯します。

なお、利用者へのサービスを維持するため、介助に当たる人が利用者の特性に応じたサービスを提供できるよう、利用者サービスに関する台帳等を整備しておきましょう。



5 必要な連絡

(1) 職員間の非常時連絡

災害発生後、利用者の安全確保を確認し、速やかに、電話やメールなどあらかじめ決めてある方法により、自身の安否、職場参集可否、活動状況などの報告を行いましょう。(優先順位：勤務中①自身の安否②利用者の確認③施設の点検④報告、勤務中以外①自身の安否②回りの人の生命の危険の有無や避難③報告④職場へ向かうかの判断)

(2) 市町、防災関係機関、医療機関、ライフライン関係機関との情報伝達

利用者の安全の確保を第一に、必要な応急措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町や関係機関とあらかじめ決めておいた「災害用伝言ダイヤル171」等の情報伝達手段により、連絡を取りましよう。

なお、市町に対しては、原則として次のルールに従って連絡してください。

(市町によっては、対応が異なる場合があります。事前に確認してください。)

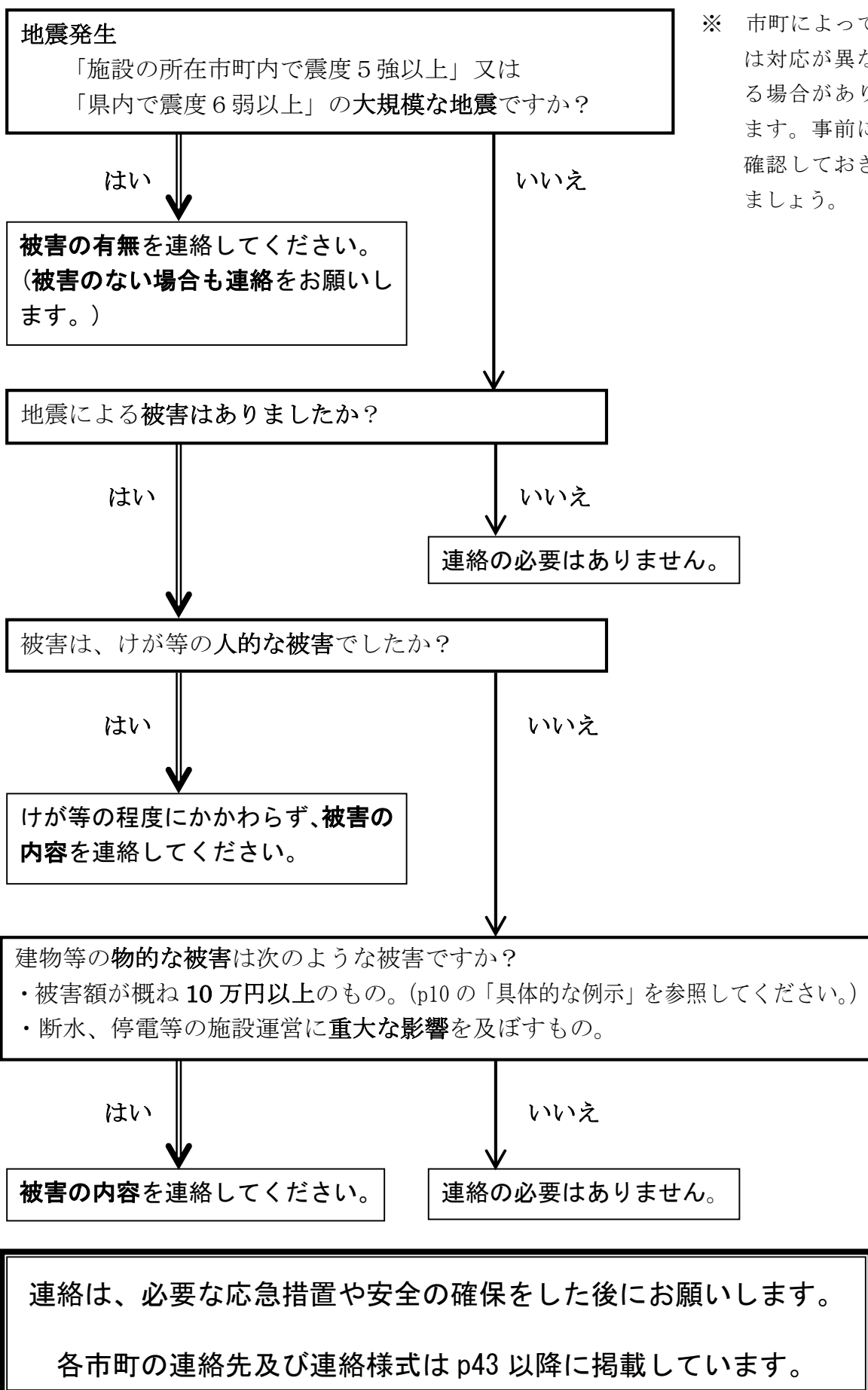
〈市町への連絡方法等〉

方 法	メール又はファクシミリ
様式及び 連 絡 先	「県福祉指導課のホームページ」又は本マニュアルの「参考資料」を御参照ください。(事前に確認のうえ、用意をお願いします。)
時 期	応急措置や避難等の必要な措置や手段を講じた後 (県や市町から必要に応じてメールで、市町への報告を依頼する場合があります。)

〈連絡の内容等〉

被害が発生した 場合	地震により、次のような被害が発生した場合は、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 被害の内容 を連絡してください。 ○人的被害一けが等の程度にかかわらず連絡してください。 ○物的被害一次のような被害は連絡してください。 ・被害額が概ね 10 万円以上のもの。(「具体的な例示」を参照) ・断水、停電等の施設運営に重大な影響を及ぼすもの。
大規模な地震が 発生した場合	「施設の所在市町内で震度 5 強以上」又は「県内で震度 6 弱以上」の大規模な地震が発生した場合は、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 被害の無いときも連絡 してください。

※ 連絡のフロー図



※ 市町によっては対応が異なる場合があります。事前に確認しておきましょう。

〈具体的な例示〉

対 応	例 示
連絡をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物が損傷した（「壁にひびが入った」「ドアが閉まらなくなった」「複数の窓ガラスが割れた」「屋根瓦の脱落による雨漏り」など） ・ 什器、備品の転倒や落下、消耗品等の散乱（「タンスが3 棹倒れた」「コップが30 個割れた」など） ・ ライフラインの損傷（「パイプの切断」「水漏れ」「停電」など）
連絡をしない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターやガス器具など、安全装置による一時的な停止 ・ 容易に復旧可能な什器、備品の転倒や落下、破損（「書類が机から落ちた」） ・ 少数の備品、消耗品の損傷（「食器が数枚欠けた」など）

6 利用者が受けた精神的ショックを癒す対応

(1) 職員の冷静で温かな対応が利用者のショックを癒す

地震発生時においても、職員が冷静な対応を取り、平常心で温かく接することにより、地震直後の利用者の不安感を軽減するよう努めましょう。

職員は利用者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さなど慣れない環境から来るストレスを和らげるための対応に当たりましょう。

(2) 施設利用者の家族の安否確認の実施

利用者の家族の被害情報や安否情報を早急に確認し、施設利用者の精神的不安感を軽減に努めましょう。

利用者家族の避難状況によっては、連絡が取りづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル 171」などの活用など連絡方法をあらかじめ定めておきましょう。



(3) 薬剤等の確保と移送

施設内にある薬剤等の点検を行うとともに、嘱託医や近隣の開業医等と連携を取り、日々の薬の確保を手配します。

なお、建物の被災状況、利用者の健康状態等を考慮し、他施設への移送や医療施設等への移送についても検討しましょう。（受け入れ先となる医療施設とは、平常時から協力関係を構築しておきましょう。）

移送については、家族の許可を取る必要がありますが、緊急時には事後報告となる旨、あらかじめ家族の了解を得ておきましょう。

第4 地震発生後の被災生活確保対策

1 施設利用者の生活を維持する必需品の確保

(1) 水・食料・その他必需品の確保に努める

食糧、水、トイレなど生活必需品について確認し、施設で検討した対応計画に基づき、施設内備蓄物資を活用するとともに、防災関係機関への状況報告と応援要請を行いましょよう。

また、日頃から付き合いのある商店等に対し、物資の供給継続を早い時期に依頼し、協力を求めましょよう。



(2) 施設生活維持のため関係機関への協力を依頼する

応急給水活動や電気、ガス、電話等のライフラインを早期に復旧するため、行政やライフライン事業者等に対し、早期に協力依頼を行うとともに、想定される復旧までの期間を把握ましょよう。

なお、ライフラインが寸断された場合の復旧に向けては、社会福祉施設としてのライフラインの重要性や施設の実態等を説明して、地震発生前にライフライン関係者と協議しておきましょよう。

2 施設利用者の生活を維持するための人手の確保

(1) 外部への協力を依頼する

近隣住民、施設利用者の家族、他の社会福祉施設、ボランティア等、災害の規模に応じて有効な応援となり得る人材を確保するため、関係機関に対し、早期に協力を依頼ましょよう。

(2) 応援者に対するオリエンテーションの実施

応援者に対して、施設でオリエンテーションを開催し、緊急時に効果的な応援が受けられるように施設の日課や利用者個人への応援理念、心得や目標について、理解してもらましょよう。



3 一時帰宅した施設利用者、その家族に対する支援対策の実施

(1) 一時帰宅した施設利用者との連絡を密に取る

一時帰宅した施設利用者の家庭を訪問する等、施設利用者の精神的不安感を軽減するよう努めましょう。

(2) 受け入れ家族に対する支援策を実施する

施設利用者の帰宅に伴い、受け入れ家族が受ける負担を考慮し、介護方法の相談や支援する人材の派遣を行う等、家族に対する支援策を実施しましょう。

4 施設の早期再開を目指す

(1) 施設利用者の精神的立直りのために施設の早期再開に努める

特に、通所施設においては、利用者の精神的立ち直りのために震災前の施設の環境作りを目指し、できるだけ早期に施設を再開して利用者が生活のリズムを取り戻せるように努めましょう。

参考 介護施設における事業継続計画(BCP)作成支援ツール
県福祉指導課ホームページへのリンク

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h26/shisetu-bcp.html>

(2) 利用者の心身のケア

心のストレスは体に表れます。早めに利用者全員を専門医に診てもらいましょう。特に次のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・機関で診療を受けましょう。

- ・強度の不眠が続いている
- ・幻覚や妄想
- ・表情が全くない
- ・強度の緊張と興奮が取れない
- ・ストレスによる身体症状が深刻
- ・極度の落ち込み
- ・心的外傷後のストレス症状

また、感染症を予防する観点から利用者に対して、手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図りましょう。



(3) サービス再開に向けた物資の調達

ア 建物の復旧

建物の被害の状況を踏まえて、必要に応じて判定復旧技術者に依頼して被災度区分判定を実施し、サービス再開に向けた恒久復旧対策を検討しましょう。

必要に応じて、速やかに県や市町と連絡を取り、受け入れ可能な補助金などについて相談しましょう。特に、80万円を超える被害については、国・県の災害復旧補助金の活用を希望する場合には、補助対象となる施設・被害の種類や申請に必要なもの（被災状況を示す写真や工事業者からの見積もりなど）、申請期限等について、各市町（介護保険・高齢者福祉担当課等）に速やかにご相談ください。

県担当課：介護保険課施設整備班（054-221-2862、3253）

なお、建物が利用不能となった場合の利用者の受入先については、事前に検討しておきましょう。

イ 物資の調達

サービス再開に向け日常的に必要な備品のチェックを行いましょう。備蓄状況を見ながら恒久的なサービス再開に向け、関係団体等と連携を取りながら、日常的に必要な備品等の調達を行いましょう。

5 職員へのケアの実施

(1) 職員の過重労働を防止する

被災後の施設運営は、職員にも大きな負荷を与えることとなります。職員の健康管理を徹底し、職員が勤務できるかを確認し、勤務体制リストを作りましょう。

勤務できない職員がいる場合には、社会福祉協議会等に対しボランティアの派遣要請を行い、ボランティアを含めた役割分担及び休息を入れたローテーションを組みましょう。

外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、職員の過重労働を未然に防ぐように努めましょう。



(2) 職員への心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行いましょう。

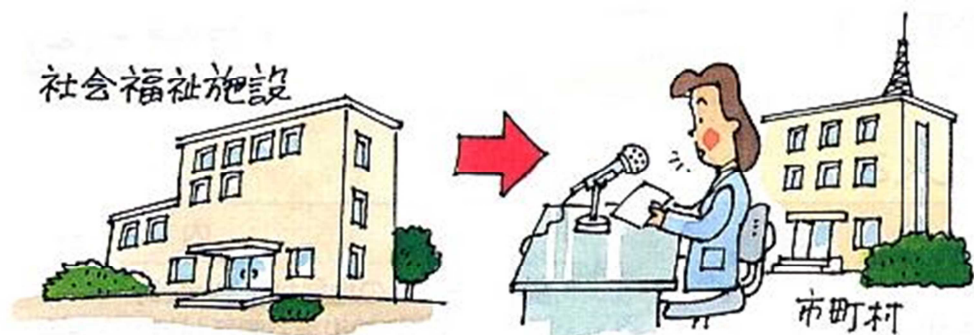
また、感染症を予防する観点から職員に対しても手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図り、また、職員の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置も適切に行いましょう。

6 地域に居住する在宅弱者への支援対策の実施

(1) 在宅要支援者に対する支援センター機能を果たす

施設は、利用者だけでなく、施設を利用しない在宅の要支援者（ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等）の、被災生活確保のために必要な支援を行うための支援センター機能を果たすことが期待されています。

行政やその他関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要支援者を対象とした相談の受入れ、応援の人手や物資のコーディネートと派遣等、在宅の要支援者の生命を守る活動の実施に努めましょう。



(2) 在宅要支援者の緊急保護対策の実施

地震発生後に避難場所あるいは在宅で被災生活を送る要支援者で、特に緊急を要する要支援者については、できる限り施設が緊急ショートステイとして受入れ、在宅要支援者の生命を保護しましょう。

(3) 施設利用者への配慮を忘れない

緊急ショートステイの受入れや、地域で被災生活を送る在宅要支援者への支援対策を実施すると同時に地震前から施設を利用している利用者への対応が不十分とならないよう留意することが必要です。

第5 津波対策

1 東日本大震災の教訓

(1) 東日本大震災、津波による被害について

2011年(平成23年)3月11日午後2時46分、宮城県三陸沖を震源とするマグニチュード9の大地震が発生し、死者・行方不明者合わせて1万8千人を超える犠牲者が出ました。このうち9割超が津波によるものであり、入院患者や施設入所者等も多く犠牲者となりました。

(2) 津波から命を守る

津波から奇跡的な生還を果たした事例には、岩手県に伝わる「津波てんでんこ」(直ちに、より高台へ、身一つで、てんでんばらばらに、逃げる)の教訓が生かされたものが多くありました。しかし、自力避難困難な利用者(避難行動要支援者)が多い事業所における、限られた職員のみでの対応による集団的避難では、地震発生から短時間で来襲する津波に追いつかれてしまうことが十分想定されます。

そこで、事業所は日頃からの周到的な避難計画の作成と定期的な訓練の実施、地域住民や団体、医療機関、他施設等との連携により、利用者と職員の身体・生命を守りきる対策に万全を期す必要があります。

また、想定浸水域から海拔30m以上の高台への事業所の移転等も事業者として重要な検討事項としましょう。

2 静岡県第4次被害想定に基づく津波高の想定

(1) 津波による人的被害について(想定)

南海トラフ巨大地震では、被害が最大となるケースでは全死者数約10万5千人で、そのうちの9割を超える約9万6千人が津波によるものと想定されています。

(2) 海岸部の最大津波高及び到達時間

	箇所	最大津波高	到達時間
①	遠州灘	10～19 ^{メートル} 程度	数分程度
②	駿河湾内	6～16 ^{メートル} 程度	地震発生直後～数分程度
③	伊豆半島南部	26～33 ^{メートル} 程度	南伊豆町で数分、下田市で10数分程度
④	伊豆半島東部	5～14 ^{メートル} 程度	10数分～20数分程度
⑤	伊豆半島東部	10～18 ^{メートル} 程度	数分程度

※ ①～④は駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震

※ ⑤は相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震

3 津波の特徴について

(1) 津波の来襲する事例

震度4以上の強い揺れを感じた場合、3～5分で津波の第1波が来ることがあります。逆に揺れの小さな地震であっても長い時間ゆっくりと揺れる場合、津波が来るおそれがあります。

地震の揺れを感じる事が無くても津波が来ることがあり（遠地地震）、その場合長く継続した波になることがあります。

(2) 津波の性質

津波は第2波、第3波と繰り返して来襲し、第1波が最大の高さになるとは限りません。また、津波の来襲前に必ずしも潮が引くとは限りません。いきなり来襲する場合もあります。

津波は押す力、引く力ともにももの凄い破壊力を持っています。

(3) 津波被害の大きな箇所

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなり、岬の先端や湾の奥、浅瀬などでは津波のエネルギーが集中して、海岸付近の数倍に高まることもあります。また、津波は、なだらかな地形の海浜や砂州では陸上深くまで進入します。河川を遡る場合もあり、標高の低い河川付近は危険です。

(4) 津波の二次災害について

大きな津波が来襲した場合、火災の発生が想定されます。津波で濡れても表面だけであり、家屋の倒壊により乾燥した家財道具や柱等はすぐ着火する性質があります。また、陸上に上がった漁船や汽船及び岸壁や消波ブロックに衝突した漁船の燃料油に引火し延焼する可能性もあります。

(5) 津波被害の範囲

津波による浸水により、地下空間の水没や、沿岸の低地では、マンホールや下水から海水があふれることもあります。

防波堤や護岸、岩場等の高さが津波の高さよりも高くても、そこにとどまることは危険です。防波堤等に衝突し砕けて襲ってくる波にのまれ海に転落し、堅いものに叩き付けられ大怪我をすることが考えられます。

4 情報収集と対応について

〈場面別対応表〉

津波注意報発令時	<ul style="list-style-type: none"> ①ラジオ、テレビ、インターネット、同報無線等から情報を収集する。 ②事業所内の全ての職員・利用者等に対し、所内放送や口頭伝達等の方法により、正確な情報を直ちに伝達し、動揺や不安を解消する。 ③災害対策本部体制を確保する。 ④利用者情報や非常持出品等の点検を行い、避難の準備を行う。 ⑤市町からの避難指示等の伝達に応じて、直ちに避難を開始する。
津波警報発令時又は 大津波警報発令時	市町の避難指示が連動する。警報発表を把握したら、津波避難対象地区にある事業所は、ラジオ、テレビ、インターネット、同報無線等により津波発生状況の情報把握を行いながら、直ちに浸水域外のあらかじめ定めた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を選択し避難を開始する。
震度 6 弱以上の強い揺れを感じた場合	津波避難対象地区にある事業所は、ラジオ、テレビ、インターネット、同報無線等により津波発生状況の情報把握を行いながら、市町からの避難の指示等の伝達に応じて、直ちに避難を開始する。
津波注意報又は津波警報は発令されていないが、震度 4 程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	津波避難対象地区にある事業所は、揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、ラジオ、テレビ、インターネット、同報無線等により津波発生状況の情報把握を行いながら、市町からの避難の指示等の伝達に応じて、直ちに避難を開始する。
遠地地震が発生した場合（チリ沖地震などの例）	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁から発表される津波到達予想時間、予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や防災体制の確立などの必要な措置を取る。 ②津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置を取る。 ③職員等に対して、遠地津波の特性（最大波が第 1 波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

〈津波警報等の区分と、取るべき行動〉

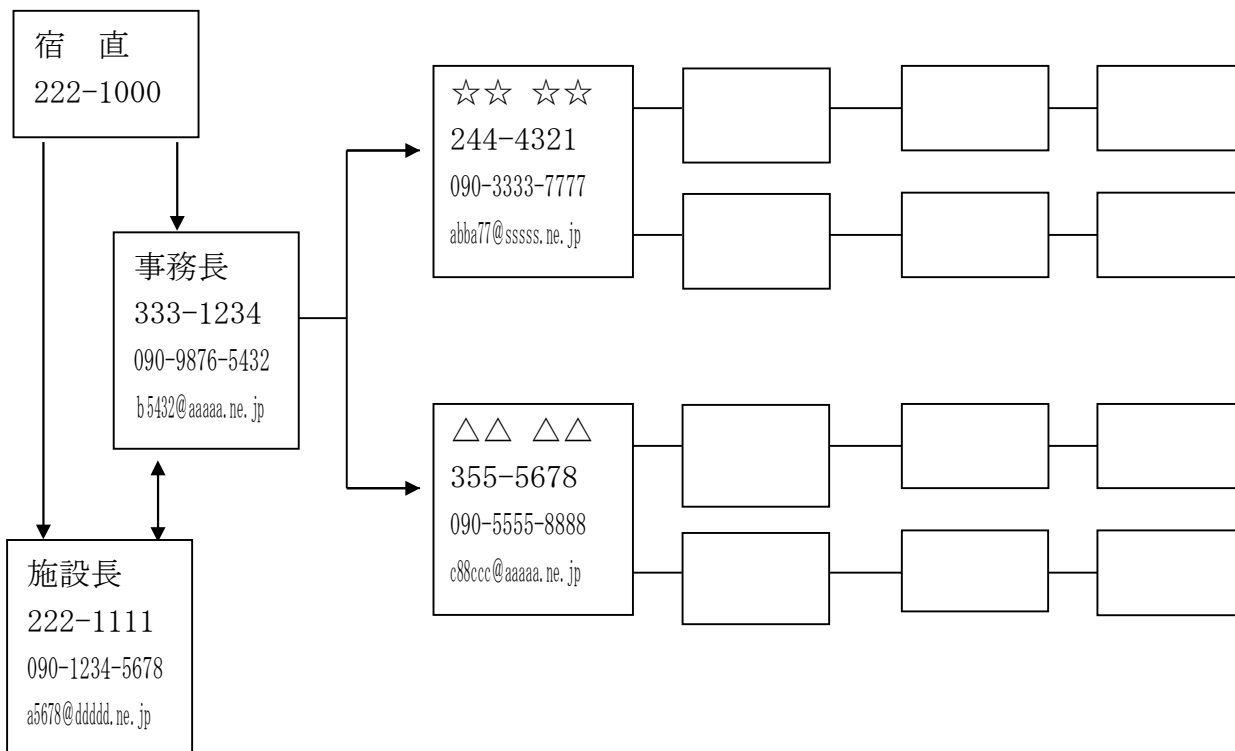
種類	津波の高さ予想		取るべき行動
	数値での発表	M8.0を超える巨大地震時の発表	
大津波警報	5m、 10m、 10m超	巨大	津波浸水域から直ちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。警報解除まで安全な場所から離れないこと。
津波警報	3m	高い	同上
津波注意報	1m	(表記せず)	海岸から離れる。注意報解除まで海や海岸に近付かない。

参考資料

<参考資料 1>

職員連絡網例

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話 携帯メール	通勤時間
施設長	〇〇〇〇	〇〇市△△町 1-2-3	222-1111	090-1234-5678 a5678@dddd.ne.jp	徒歩 5分
事務長	□□□□	●●市▼▼町 4-5	333-1234	090-9876-5432 b5432@aaaa.ne.jp	車 20分
ケアマネジャー	☆☆☆☆	〇〇市◇◇町 66	244-4321	090-3333-7777 abba77@sssss.ne.jp	自転車 7分
看護職員	△△△△	●●市■●町 8-910	355-5678	090-5555-8888 c88ccc@aaaa.ne.jp	車 10分
:	:	:	:	:	:
介護職員	▽▽▽▽	●●市■●町 6-7	377-3333	090-6666-9999 db9999@sssss.ne.jp	車 15分



<参考資料 2>

緊急連絡先一覧例

区分	機 関 名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
防 災	〇〇市役所(防災担当)課			
	〇〇市役所(福祉担当)課			
	「震度 5 強以上」			
	「震度 5 弱以下」			
	〇〇消防署			
〇〇警察署				
救 援	△△町 自治会	自治会長 〇〇さん 防災担当 △△さん		
	〇〇病院			
	〇〇園 (協力福祉施設)			
ライフライン	電気	□□電力		
	ガス	〇〇ガス株式会社		
	水道	〇〇市企業局		
	通信	N T T (〇〇局)		
取引先	〇〇食品			
	□□薬品			
	:	:	:	:
:	:	:	:	:

<参考資料3>

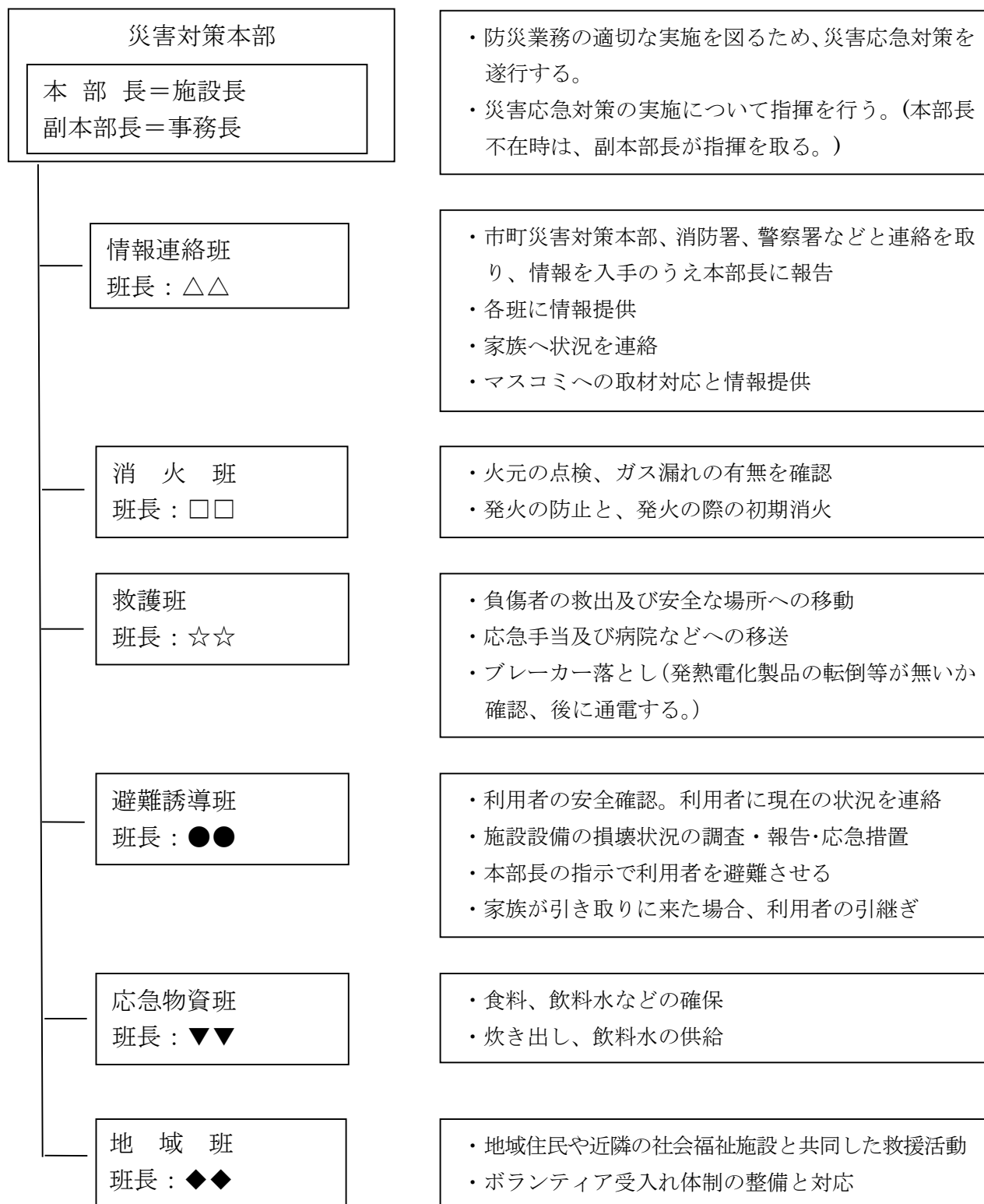
備蓄品等リスト例

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
食糧等	米			
	非常食			
	飲料水			
	なべ			
	茶碗・箸			
	カセットコンロ			
医薬品等	医薬品			
	衛生器具（血圧計・体温計等）			
	衛生材料（おむつ等）			
	生活用水			
情報機器	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話			
	無線機			
	モバイルバッテリー			
照明等	懐中電灯			
	ローソク			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資材等	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	新聞紙			
移送用具	車いす			
	ストレッチャー			
	担架			
	おんぶ紐			
作業機材	スコップ			
	ツルハシ			
	合板			
	のこぎり			
	ハンマー・釘			
	軍手			
	長靴・安全靴			

避難用具	地図			
	テント			
	ビニールシート			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
	下着			
	簡易トイレ			
	：			
非常持出品	： (担当；〇〇)			
：	：			

<参考資料4>

災害対策本部組織の例



<参考資料5>

チェックシートの例

1 平常時のチェックシート

地震に対する備えが十分かどうかを定期的（少なくとも防災訓練時）にチェックして、万全の体制を整えましょう。

対 策 方 法	
〔立地条件と災害予測〕	
<input type="checkbox"/> 地盤、地形などの立地環境と起こりうる災害予測の確認	※ 最新情報に注意
〔情報伝達強化〕	
<input type="checkbox"/> 館内一斉放送システムの機能強化	
〔水道、ガス、電気の代替〕	
<input type="checkbox"/> 災害時飲料水貯水槽兼用受水槽の設置	
<input type="checkbox"/> 災害時協力井戸の確保（例：酒造会社等）	
<input type="checkbox"/> 灯油等燃料の備蓄、24時間営業石油販売店の把握（遠近両様に）	
<input type="checkbox"/> 自家発電装置の点検更新	
〔防災設備の点検等〕	
<input type="checkbox"/> 消火器、屋内消火栓等の点検更新	
<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備等の点検更新	
〔建物・設備の耐震化〕	
<input type="checkbox"/> 建物の耐震診断	
<input type="checkbox"/> 必要に応じて建物等耐震補強工事等を実施	
<input type="checkbox"/> 地震時に倒壊や落下のおそれのある箇所の点検	
<input type="checkbox"/> 地震時、配管類接合部の切断、抜け落ち防止のための点検	
〔備品の転倒防止等〕	
<input type="checkbox"/> 業務用設備の固定等転倒・落下防止措置	
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫・テレビ等備品の転倒防止措置	
<input type="checkbox"/> 居室、廊下、食堂、ホール内に不必要なものがないかチェック	
<input type="checkbox"/> 棚類からの落下防止措置（できれば傾斜棚などを導入）	
<input type="checkbox"/> 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防	
〔危険物の安全管理〕	
<input type="checkbox"/> ガス漏れによる火災防止に役立つ装置の設置、ガスボンベ固定金具等の点検	
<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかを点検	
<input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検	
<input type="checkbox"/> 薬品、可燃性危険物の安全保管	

〔連絡体制の整備〕
<input type="checkbox"/> 夜間など勤務時間外を含めた職員への防災連絡網の作成
<input type="checkbox"/> 防災関係機関、施設保守管理委託業者、日常取引先、地元等連絡リスト作成
<input type="checkbox"/> 施設外部（医療関係者、委託業者など）との緊急時連絡方法の検討
〔役割分担〕
<input type="checkbox"/> 災害応急対策の実施組織の作成と職員への周知
<input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知
<input type="checkbox"/> 市町担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備
〔緊急時の食糧等の備蓄〕
<input type="checkbox"/> 食糧等の備蓄と緊急時必要物資、機材のリストの作成
<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
<input type="checkbox"/> 利用者の避難持ち出し袋の準備
〔利用者一覧の準備〕
<input type="checkbox"/> 利用者の健康状態の把握
<input type="checkbox"/> 利用者の介護内容、家族への連絡先等が分かる一覧の作成と保管
〔避難方法等〕
<input type="checkbox"/> 災害時避難方法等の具体化（要介護度別色分け区分、ゼッケン等）
<input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
<input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所）
<input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装（防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）、移動手段準備
<input type="checkbox"/> 家族等への引継基準の作成
〔地域住民とのネットワークの構築〕
<input type="checkbox"/> 地域との交流、住民との協力体制
<input type="checkbox"/> 夜間における非常時の町内会への協力依頼（非常ベルなど）
〔防災計画の作成等〕
<input type="checkbox"/> 防災計画の作成
<input type="checkbox"/> 被災事例等による計画の点検、見直し
<input type="checkbox"/> 施設内防災訓練の実施
<input type="checkbox"/> 計画に基づく防災教育・訓練の定期実施
〔地域防災訓練への参加等〕
<input type="checkbox"/> 地域防災訓練への参加
<input type="checkbox"/> 地元との災害時支援協定
〔その他（各施設における対策）〕
<input type="checkbox"/>

2 地震時のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにしましょう。

対 策 方 法
<p>〔安全の確保〕 平静な対応を！</p> <p><input type="checkbox"/> 職員自身と入所者の安全の確保</p>
<p><input type="checkbox"/> 施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置</p>
<p><input type="checkbox"/> 二次災害のおそれがある場合には、予防策を実施</p>
<p>〔安否確認〕</p> <p><input type="checkbox"/> 入所者の安否及び負傷程度の施設長（本部長）への報告（救護準備）</p>
<p><input type="checkbox"/> 職員の安否確認及び参集の可否確認のための連絡</p>
<p>〔防火活動〕</p> <p><input type="checkbox"/> 火元の点検、ガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む）</p>
<p>〔消火作業〕</p> <p><input type="checkbox"/> 火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示（エレベータの使用中止を指示）</p>
<p>〔救護活動〕</p> <p><input type="checkbox"/> 負傷者の有無確認</p>
<p><input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当の実施</p>
<p><input type="checkbox"/> 負傷者を安全な場所へ誘導、建物倒壊等に備えて非常用出口を開放（確保）</p>
<p><input type="checkbox"/> 負傷者を付近の病院等へ移送</p>
<p>〔情報の収集等〕</p> <p><input type="checkbox"/> 施設被害の全体像の把握</p>
<p><input type="checkbox"/> 周辺の被災情報の収集（火災の発生状況、津波や土砂崩れの可能性などを含む。）</p>
<p><input type="checkbox"/> 伝言ダイヤル、携帯メールなどによる外部との連絡、連携、応援要請</p>
<p><input type="checkbox"/> 入所者の動揺を静め、冷静な対応を指示し、市町災害対策本部などから情報収集</p>
<p><input type="checkbox"/> ライフライン等の関係業者、市町災害対策本部へ被害情報を報告</p>
<p>〔避難誘導〕</p> <p><input type="checkbox"/> 市町災害対策本部等の情報を基に、施設長において入所者避難の要否判断</p>
<p><input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法の判断</p>
<p><input type="checkbox"/> 利用者への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示（色区分等を利用）</p>

担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン等必要品の確保

利用者の健康ケア、PTSD対策、体調不良者の協力施設等への入所依頼

〔避難が不要な場合〕

備蓄している食糧や利用可能な設備を使い、入所者の安全確保に当たる。

避難生活での入所者の安全と健康管理に注意し、必要に応じて病院等へ移送

〔夜間における対応〕

夜勤者は、入所者の安否確認と負傷者の救護（応急措置）を実施

施設の状況等を施設長等へ必要な連絡をする。

施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置

他職員は、取り決めた基準以上の災害が発生したときは施設へ自主参集

〔施設が使用不能となった場合〕

入所者を家族等へ引継依頼

他の施設等へ受入依頼

スタッフの疲労蓄積による怪我、病気等の二次災害に注意

避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施

〔その他（各施設における対策）〕

<参考資料6>

地震に関する市町の連絡先等の一覧（令和3年4月1日現在）

1 「所在市町で震度5強以上」の地震が発生した場合の連絡先

市町	担当課	メール	FAX	電話
静岡市役所	高齢者福祉課	koureifukushi@city. shizuoka.lg.jp	054-221-1090	054-221-1201
	介護保険課	kaigohoken@city. shizuoka.lg.jp	054-221-1298	054-221-1088
浜松市役所	中区役所 長寿保険課	c-choju@city.hamamatsu. shizuoka.jp	053-459-0323	053-457-2062
	東区役所 長寿保険課	e-choju@city.hamamatsu. shizuoka.jp	053-424-0212	053-424-0186
	西区役所 長寿保険課	w-choju@city.hamamatsu. shizuoka.jp	053-597-1210	053-597-1164
	南区役所 長寿保険課	s-choju@city.hamamatsu. shizuoka.jp	053-425-1569	053-425-1542
	北区役所 長寿保険課	n-choju@city.hamamatsu. shizuoka.jp	053-523-1928	053-523-1144
	浜北区役所 長寿保険課	hk-choju@city.hamamatsu. shizuoka.jp	053-585-2137	053-585-1123
	天竜区役所 長寿保険課	tn-choju@city.hamamatsu. shizuoka.jp	053-922-0321	053-922-0130
沼津市役所	長寿福祉課	chouju@city.numazu.lg.jp	055-935-0335	055-934-4873
熱海市役所	長寿介護課	kaigohoken@city.atami.shizu oka.jp	0557-86-6264	0557-86-6281
三島市役所	介護保険課	kaigo@city.mishima. shizuoka.jp	055-975-3456	055-983-2607
富士宮市役所	高齢介護支援課	kaigo@city.fujinomiya.lg.jp	0544-28-4345	0544-22-1141
伊東市役所	高齢者福祉課	kourei@city.ito.shizuoka.jp	0557-36-1165	0557-32-1561
島田市役所	災害対策本部 (救助班)	fukushi@city.shimada.lg.jp	0547-37-0235	0547-36-7154
富士市役所	災害対策本部 要配慮者支援班	ho-koureshien@div.city. fuji.shizuoka.jp	0545-51-2040	0545-55-2741
磐田市役所	高齢者支援課	koureisya@city.iwata.lg.jp	0538-37-6495	0538-37-4869
掛川市役所	長寿推進課	choju@city.kakegawa.lg.jp	0537-21-1163	0537-21-1196
焼津市役所	災害対策業務室 健康福祉部 長寿福祉班	choju@city.yaizu.lg.jp	054-625-0132	054-623-4052

市町	担当課	メール	FAX	電話
藤枝市役所	介護福祉課	kaigo@city.fujieda.lg.jp	054-643-3506	054-646-0294 054-643-3144
	地域包括ケア推進課	chiikicare@city.fujieda.lg.jp		054-643-3225
御殿場市役所	長寿福祉課	kaigo@city.gotemba.lg.jp	0550-84-1046	0550-82-4134 0550-83-1463
袋井市役所	災害対策本部	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp	0538-86-5522 0538-43-2132	0538-86-3701
下田市役所	災害対策本部	kaigo@city.shimoda.lg.jp	0558-27-1280	0558-25-3516 0558-25-3534 0558-27-1280
裾野市役所	総合福祉課 (災害対策本部が設置されていない場合)	fukushi@city.susono.shizuoka.jp	055-992-3681	055-995-1819
	災害対策本部	bousai@city.susono.shizuoka.jp	055-992-1111	055-992-2640
湖西市役所	高齢者福祉課	kourei@city.kosai.lg.jp	053-576-1220	053-576-1104 053-576-1212
伊豆市役所	健康長寿課 (災害対策本部が設置されていない場合)	kaigo@city.izu.lg.jp	0558-74-0151	0558-74-0150
	災害対策本部	bousai@city.izu.shizuoka.jp	0558-72-6588	0558-72-9867
御前崎市役所	高齢者支援課	korei@city.omaezaki.shizuoka.jp	0537-85-1142	0537-85-1118
菊川市役所	長寿介護課	kaigo@city.kikugawa.shizuoka.jp	0537-37-1113	0537-37-1253
伊豆の国市役所	長寿介護課 (災害対策本部が設置されていない場合)	sien@city.izunokuni.lg.jp	0558-76-8029	0558-76-8011
	災害対策本部	kiki@city.izunokuni.shizuoka.jp	055-948-1169	055-948-1482
牧之原市役所	長寿介護課	hoken@city.makinohara.shizuoka.jp	0548-23-0099	0548-23-0076
東伊豆町役場	健康づくり課 (災害対策本部が設置されていない場合)	kenkou@town.higashiizu.lg.jp	0557-95-5691	0557-95-1124
	災害対策本部 (防災課)	bousai@town.higashiizu.lg.jp	0557-95-0122	0557-95-1103
河津町役場	福祉介護課	fukushi@town.kawazu.shizuoka.jp	0558-34-1811	0558-36-3232
南伊豆町役場	福祉介護課	fukukai@town.minamiizu.shizuoka.jp	0558-62-2493	0558-62-6233
松崎町役場	健康福祉課 (災害対策本部が設置されていない場合)	fukushi@town.matsuzaki.lg.jp	0558-42-3184	0558-42-3966
	災害対策本部	soumu@town.matsuzaki.lg.jp	0558-42-3183	0558-42-1111 (代表番号)

市町	担当課	メール	FAX	電話
西伊豆町役場	健康福祉課 (災害対策本部が設置されていない場合)	kenkou@town.nishiizu.lg.jp	0558-54-1019	0558-52-1116
	災害対策本部	bousai@town.nishiizu.lg.jp	0558-52-1906	0558-52-1111 (代表番号)
函南町役場	災害対策本部 (総務課)	soumu@town.kannami.lg.jp	055-978-1197	055-978-2250
	福祉課	fukushi@town.kannami.lg.jp	055-979-8143	055-979-8126
清水町役場	災害対策本部	bousaitaisaku@town. shizuoka-shimizu.lg.jp	055-973-1711	055-973-1111
長泉町役場	災害対策本部	bousai@town.nagaizumi.lg.jp	055-989-5656	055-989-5505
小山町役場	災害対策本部	bousai@town.shizuoka- oyama.lg.jp	0550-76-5910	0550-76-5715
吉田町役場	福祉課	fukushi@town.yoshida. shizuoka.jp	0548-33-0361	0548-33-2106
川根本町役場	高齢者福祉課	koreisha-fukushi@town. kawanehon.lg.jp	0547-56-1117	0547-56-2234
森町役場	福祉課	fukushi@town.shizuoka- mori.lg.jp	0538-86-6301	0538-85-1800

- ※ 「所在市町で震度5強以上」の地震では、「被害の有無」を連絡してください。
- ※ 「県内で震度6弱以上」の地震が発生した場合は、所在地の震度に関わらず、市町へ「被害の有無」を連絡してください。
- ※ 震度によって、連絡先などが異なる市町があります。必ず事前に連絡先等を確認してください。

2 震度による各市町の対応等

市町	対応等
静岡市役所	震度による連絡先の変更はありません。
浜松市役所	震度による連絡先の変更はありません。
沼津市役所	震度による連絡先の変更はありません。
熱海市役所	震度による連絡先の変更はありません。
三島市役所	震度による連絡先の変更はありません。
富士宮市役所	勤務時間外に震度5弱以下で被害が発生した場合は、危機管理局へ連絡してください。 電話:0544-22-1319 FAX:0544-22-1239 メール:bosai@city.fujinomiya.lg.jp
伊東市役所	震度5強未満の地震でも、被害が予想される時には、高齢者福祉課が各施設へ電話で被害状況の確認をしています。
島田市役所	・震度4以上で「情報収集及び連絡活動体制」、震度5強以上で「災害対策本部」が福祉課に設置されます。地震の震度による連絡先は以下のとおりです。 ①(震度4以上5弱)福祉課 ②(震度5強以上)災害対策本部(救助班) ※①・②ともに、電話:0547-36-7154、FAX:0547-37-0235 は同じです。
富士市役所	震度による連絡先の変更はありません。
磐田市役所	震度による連絡先の変更はありません。
焼津市役所	・市内で震度5弱以上の地震が発生した時は、消防防災センター内に設置される災害対策業務室の健康福祉部・長寿福祉班に連絡してください。 電話:054-623-4052 FAX:054-625-0132 ・市内で震度5弱未満の地震が発生した時は、本庁舎の地域包括ケア推進課に連絡してください。 電話:054-626-1117 FAX:054-621-0034
掛川市役所	震度による連絡先の変更はありません。
藤枝市役所	震度による連絡先の変更はありません。
御殿場市役所	震度による連絡先の変更はありません。
袋井市役所	震度4以上の場合は災害対策本部へ連絡 (電話:0538-86-3701 FAX:0538-86-5522) 震度3以下で災害対策本部未設置の場合は、保険課へ連絡 (電話:0538-44-3152 FAX:0538-43-6285) メール:hoken@city.fukuroi.shizuoka.jp 月曜日～金曜日(休日を除く)の午前8時30分から午後5時15分
下田市役所	震度5強以上の場合は災害対策本部へ連絡 (電話:0558-25-3516・25-3534・27-1280 FAX:0558-27-1280) 震度5弱以下で災害対策本部未設置の場合は、市民保健課へ連絡 (電話:0558-22-2077 FAX:0558-22-1030) メール(共通):kaigo@city.shimoda.lg.jp

市町	対応等
裾野市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱以上の地震が発生した時は、災害対策本部に連絡してください。(電話:055-992-1111 FAX:055-992-2640) ・市内で震度4以下の地震が発生した時は、総合福祉課に連絡してください。(電話:055-995-1819 FAX:055-992-3681)
湖西市役所	震度による連絡先の変更はありません。
伊豆市役所	市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、健康長寿課 電話:0558-74-0150 FAX:0558-74-0151 メール:kaigo@city.izu.lg.jp 被害の有無を問わず連絡願います。
御前崎市役所	市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、高齢者支援課 (電話:0537-85-1118)宛、被害の有無を問わず連絡願います。
菊川市役所	震度による連絡先の変更はありません。
伊豆の国市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の場合の連絡は災害対策本部 (電話: 055-948-1482 FAX: 055-948-1169 メール: kiki@city.izunokuni.shizuoka.jp)にしてください。 ・震度4以下の場合の連絡は、長寿介護課 (電話:0558-76-8011 FAX:0558-76-8029 メール: sien@city.izunokuni.lg.jp)にしてください。
牧之原市役所	震度による連絡先の変更はありません。
東伊豆町役場	町内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、健康づくり課 (電話:0557-95-1124 FAX:0557-95-5691)宛、被害の有無を問わず連絡願います。
河津町役場	町内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、福祉介護課 (電話:0558-36-3232)宛、被害の有無を問わず連絡願います。
南伊豆町役場	町内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、福祉介護課宛、被害の有無を問わず連絡願います。
松崎町役場	被害報告等の情報を受信する部署は震度により変更されるのではなく、災害対策本部が設置されたか否かによります。災害対策本部が設置されていない場合、健康福祉課で受信することになります。 (災害対策本部の設置は被害状況等に応じて判断されます。)
西伊豆町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4以上の場合の連絡は災害対策本部 (電話:0558-52-1111 FAX:0558-52-1906 メール:bousai@town.nishiizu.lg.jp)にしてください。 ・震度3以下の場合の連絡は健康福祉課 (電話:0558-52-1116 FAX:0558-54-1019 メール:kenkou@town.nishiizu.lg.jp)にしてください。

函南町役場	震度による連絡先の変更はありません。 災害対策本部未設置の場合は福祉課に連絡してください。
清水町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4以上の場合の連絡は災害対策本部 (電話:055-973-1111 FAX:055-973-1711 メール:bousaitaisaku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp)にしてください。 ・震度3以下の場合の連絡は、福祉介護課介護保険係 (電話:055-981-8213 FAX:055-973-1959 メール:kaigo@town.shizuoka-shimizu.lg.jp)にしてください。
長泉町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4以上の場合の連絡先は、災害対策本部 (電話:055-989-5505 FAX:055-989-5656メール:bousai@town.nagaizumi.lg.jp) ・震度3以下の場合の連絡先は、長寿介護課 (電話:055-989-5511 FAX:055-989-5515 メール:kaigo@town.nagaizumi.lg.jp)
小山町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の場合の連絡先は、災害対策本部 (電話 :0550-76-5715 FAX:0550-76-5910 メール:bousai@town.shizuoka-oyama.lg.jp) ・震度4以下の場合の連絡先は、福祉長寿課 (電話 :0550-76-6669 FAX:0550-76-4770 メール:kaigo@town.shizuoka-oyama.lg.jp)
吉田町役場	状況に応じて災害対策本部が設置されますが、連絡先に変更はありません。
川根本町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・震度による連絡先の変更はありません。 ・震度5弱以下の地震が発生した場合でも、被害が予想される場合には状況を 確認します。(高齢者福祉課 長寿介護室 電話0547-56-2234)
森町役場	震度による連絡先の変更はありません。

※ けがなどの「人的被害」や建物の損壊などの「物的被害」(21ページの「具体的な例示」を参照)が発生した場合は、震度に関わらず、市町へ「被害の内容」を連絡してください。

※ 「県内で震度6弱以上」の地震が発生した場合は、所在地の震度に関わらず、市町へ「被害の有無」を連絡してください。

＜参考資料7＞
市町への連絡様式

社会福祉施設被害情報									
報告日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分								
施設名称									
施設種別	<input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム <input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> その他 ()								
所在地									
報告者									
施設の対応状況(警戒宣言時に報告)									
利用者引渡し状況	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未完了								
避難状況	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未完了								
	未完了の理由								
避難先									
被害の状況									
物的被害状況 (建物及び什器等)	<input type="checkbox"/> 被害あり (被害の概要)								
	<input type="checkbox"/> 被害なし	(避難先:)							
人的被害状況	利用者	死者	人	重傷者	人	軽症者	人	不明	人
	施設職員	死者	人	重傷者	人	軽症者	人	不明	人
ライフラインの状況	電気	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能 (復旧見込み: 月 日)							
	ガス	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能 (復旧見込み: 月 日)							
	水道	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能 (復旧見込み: 月 日)							
物資の状況									
飲料水	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足	医薬品	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足	食料	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足				
その他の不足している物資									
他施設への引渡し要請									
引渡し要請	<input type="checkbox"/> 要請あり (要請内容:) <input type="checkbox"/> 要請なし								
医療・福祉等の要請									
医療・福祉の要請	<input type="checkbox"/> 要請あり (要請内容:) <input type="checkbox"/> 要請なし								
その他の要請	<input type="checkbox"/> 要請あり (要請内容:) <input type="checkbox"/> 要請なし								
他施設からの受入可否									
受入の可否	<input type="checkbox"/> 可能 (人) (条件等:) <input type="checkbox"/> 不可能								
備考(自由記述)									

※ 市町への連絡の際に使用してください。なお、市町によって様式が異なる場合があります。

第2編

風水害対策編

第1 平常時における風水害対策

1 施設の安全化対策

言うまでもなく、防災対策は、それぞれの高齢者施設において、施設の立地条件、利用者の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要です。

特に風水害に対しては、事前に施設の立地条件等を十分調査のうえで、災害の発生を想定した安全対策を実施することで、いざというときに役立つ備えができます。

(1) 立地環境と災害予測

ア 起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。

イ 県や市町で作成している「地域防災計画」や「洪水ハザードマップ」などでは、地震（津波）、水防（河川等氾濫）、一般（風水害、土砂崩れ）の区分ごとに、河川氾濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害（特別）警戒区域、災害履歴等を掲載しているところもあり、それらの資料を確認しておくことは、施設の災害予測に役立ちます。なお、県内の洪水浸水想定区域図及び土砂災害（特別）警戒区域は、県の河川砂防局ホームページで確認することができます。

静岡県GIS <https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

土砂災害情報・危険箇所マップ <https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9001>

ウ 土砂災害（特別）警戒区域が指定されると、市町が施設への土砂災害に関する情報、報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されていますので、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちます。

エ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておく必要があります。

(2) 防災設備等の確認

ア 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施を検討しましょう。

イ 排水溝のごみ、泥、雑草等を除き、排水の点検を行っておきましょう。

ウ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止しておきましょう。

エ 屋根瓦、雨戸などの点検をし、必要な補修をしておきましょう。

オ 鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動しておきましょう。

カ 台風時、大きな木の枝が折れるため、樹木の剪定をしておきましょう。

(3) 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア いずれの施設においても、地震対策に併せ、避難確保計画を作成し、防災教育や避難訓練を実施しましょう。

イ 避難経路の確認や、必需品の備蓄、台風接近時の初動体制の確立、地域社会との連携づくり、市町など関係機関との連絡方法の確認などを行きましょう。

ウ 平成 29 年 6 月から水防法・土砂災害防止法等が一部改正され、河川の氾濫等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存し、市町地域防災計画に施設の名称及び所在地が記載された要配慮者利用施設に関しては以下のとおり規定されております。対象となる施設におきましては、速やかに対応してください。

- ・当該施設の所有者又は管理者は、同法に基づき、利用者の避難確保計画の作成及び市町への届出、並びに避難訓練を実施しなければなりません。
- ・当該施設に係る市町長は、当該計画を作成していない場合、施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができます。また、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができます。
- ・避難確保計画の作成に当たっては、以下の手引きを参考にしてください。

参考

【浸水想定区域内】

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（平成 29 年 6 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201706.pdf

【土砂災害警戒区域内】

要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成 29 年 6 月、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）

<https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>

第2 気象警報等発表時等における対策

1 気象警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達

(1) テレビやラジオ、インターネット等からの情報入手

ア 施設長は、テレビやラジオ、インターネットなどの最新の情報に注意し、必要な職員の参集を求めます。

イ 市町担当課や防災関係機関と連絡を取り、必要な備えを行いましょう。

〈雨の強さと降り方〉

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	災害発生状況
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要。
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水があふれる。
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。 マンホールから水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じずる。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

〈風の強さと吹き方〉

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子
10 以上～ 15 未満	やや強い風	風に向って歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線 が鳴る。
15 以上～ 20 未満	強い風	風に向って歩けない。 転倒する人もでる。	小枝が折れる。
20 以上～ 25 未満	非常に強い風	しっかりと身体を確保しないと転 倒する。	
25 以上～ 30 未満		立ってられない。屋外での行動 は危険。	樹木が根こそぎ倒れは じめる。
30 以上～	猛烈な風		

※ 雨、風とも気象庁ホームページから抜粋

(2) 指示体制の確認

情報を正しく施設職員に伝えるため、施設長に指示体制を一本化しましょう。また、施設長の不在時にも対応できるよう、あらかじめ代理者を決めておきましょう。

(3) 職員、利用者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や利用者へ伝えることにより、施設内の不安を解消しましょう。

(4) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）を確認しておくことが必要です。

(5) 警戒体制

ア 気象警報に応じた警戒体制の準備…大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、土砂災害警戒情報 など

イ 河川氾濫や高潮時の高地や階上への避難

ウ 台風通過時の土砂崩れ、河川氾濫などへの備え

エ ガラス破損の時の布製ガムテープ準備

オ 浸水防止用木材（止水板）、金具、工具準備

カ 車両の安全な場所への移動

(6) 警戒すべきこと

ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に出ることがあります。常時、警報等の情報に気を付けましょう。

イ 土砂災害は一瞬にして起こります。土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難してください。高齢者は逃げ遅れる危険が大きいため、早めの避難が大切です。

ウ 危険な前ぶれ(前兆現象)を察知しましょう。

- ・ 川の水かさが急激に上昇する。
- ・ 水が濁り、流木などが流れてくる。
- ・ がけから音がする。小石が落ちてくる。
- ・ 斜面にひび割れや変形がある。
- ・ がけや斜面から水が噴出している。
- ・ がけからの水が濁っている。
- ・ 山がミシミシと音をたてる。
- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。(鉄砲水の前兆) など

〈気象情報、気象注意報・警報・特別警報〉

項目		説明
気象情報	台風情報	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。
	府県気象情報	警報等に先立って警報・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別に適時発表される。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報(浸水害)等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。
	早期注意情報	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階の確度で提供される。 警報級の可能性は、平成31年度出水期から「早期注意情報」という名称で発表される。警戒レベル1。
気象	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれ

注意報・警報・特別警報		か又は両方が記載されている。警戒レベル2
	洪水注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。(指定河川では、これのほか 指定河川洪水予報 も発表される) 警戒レベル2。
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	波浪注意報	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。(津波により、災害が起こるおそれがある場合は、 津波注意報 が発表される)。
	高潮注意報	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警報を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。
	洪水警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。(指定河川では、これのほか 指定河川洪水予報 も発表される)
	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	波浪警報	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。(津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される)。
	高潮警報	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	大雨特別警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警報を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。
	暴風特別警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	波浪特別警報	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。(津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、 大津波警報 が発表される)。
	高潮特別警報	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

〈洪水に関する情報〉

項目	説明
指定河川洪水予報	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。

〈土砂災害に関する情報に関する情報〉

項目	説明
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。

〈潮位に関する情報〉

項目	説明
潮位観測情報	全国各地の最新の3日間（昨日、今日、明日）、または1日ごとの潮位の実況を速報的に示したもの。

〈津波に関する情報〉

項目	説明	
津波警報・注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表される。
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に発表される。
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に発表される。

※ これ以外にも様々な情報が、関係する機関から発表されます。

（出典：避難勧告等に関するガイドライン①、内閣府（防災担当）、平成31年3月）

2 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係について

気象庁は、令和元年5月29日から、災害時に避難行動が容易にとれるよう、住民が取るべき行動を5段階表示する「大雨・洪水警戒レベル」の運用を始めました。

様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化されましたので、今後はこの基準に沿って、避難行動を取るよう心掛けましょう。

〈防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係について〉

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報	
			洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生情報 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 大雨特別警報（浸水害） 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動を取る。 災害が発生するおそれ極めて高い状況となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告 避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布（非常に危険） 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は、立ち退き避難する。その他の者は立ち退きの準備をし、自発的に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備、高齢者等避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水警報の危険度分布（警戒） 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害） 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 避難に備え自らの非難行動を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報 大雨注意報 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警報の危険度分布（注意） 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 災害への心構えを高める。 	<ul style="list-style-type: none"> 警報等の可能性 		

3 気象警報等発表時の役割分担別の準備

(1) 消火活動の準備（暴風警報の場合）

ア 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限しましょう。

イ 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックしましょう。

(2) 救護活動の準備

ア 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検しましょう。

イ 担架、車椅子、搬送用ゴムボートなど救護運搬用具が揃っているか確認しておくことが必要です。

ウ 利用者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備えることが重要です。

(3) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保するよう努めましょう。

(4) 生活用品の保護

浸水などのおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動させておきましょう。

(5) 避難誘導の準備

ア 利用者の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者など、現在いる職員での対応について確認しておくことが必要です。

イ 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておきましょう。

4 気象警報等発表時の安全対策の実施

(1) 状況別の避難先選定

ア 施設内での待機

立地条件も良く風水害に遭わないと判断される場合には、施設内の安全な場所で待機しましょう。

イ 避難地の選定

市町災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件により施設内にとどまることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難地のどこへ避難するか判断しましょう。

(2) 避難手段と避難経路の選択

ア 避難手段の準備

河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となる場合があります。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川の氾濫前の避難を検討してください。

イ 避難経路の安全性確認

県や市町の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、あらかじめ決めておいて安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備えましょう。

ウ 誘導方法の確認

施設の建物外に避難する必要があるときには、利用者の服装を検討し、防寒などの対応できるか確認しましょう。また、落下物から身を守るためのヘルメットの装着が必要かどうかも検討が必要です。

エ 名簿と安全確保

避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行いましょう。また、悪条件（雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心掛ける必要があります。

避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合しましょう。利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告しましょう。

(3) 家族等への引継要否

ア 引継要否の判断

施設長は、被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを決定することが必要です。

イ 引取者等の記録

引取時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き渡すことがないように、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しましょう。

〈「避難情報」の種類〉

種 類	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※ 突発的な災害の場合、市町長からの避難勧告等発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

第3 発生時における対策

1 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらします。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

ア 電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設の機能を麻痺させることがあります。

イ 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがあります。

(3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があるため、油断は禁物です。

- ・ 台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・ 洪水の後の伝染病発生
- ・ 雪おろし、屋根雪落下による人身事故、積雪の重みによる家屋の倒壊
- ・ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

2 災害発生時の対応策

(1) 情報の収集と避難の開始

ア 施設長は、ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断が求められます。

イ 過去の災害事例や気象警報、注意報等を基に、高齢者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じることが重要です。

ウ 市町災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備等の指示があった場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断の下、早めに避難を開始しましょう。

(2) 利用者の避難誘導

ア 避難先と避難経路の選択

避難誘導に当たっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始しましょう。(洪水、土砂災害では、自動車での避難は困難となるので、注意が必要です。)

イ 避難を実施する場合の対応

施設長は避難時期を適切に判断することが求められます。避難を開始する場合は、速やかに利用者に伝え、職員に対して安全に避難地まで誘導する手順を示すことが必要です。

避難時は、逃げ遅れないようロープ等を利用して、無駄なく行動しましょう。

なお、避難時は、強風などによる断線した電線への注意が必要です。

避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝えましょう。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこの施設からの避難者であることが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用し、混乱を防止するように努めましょう。

協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した利用者が出た場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼しましょう。

避難生活の長期化に伴い、利用者のケア、施設職員の健康管理などが必要になります。スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施することが必要です。

ウ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、施設自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられます。限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して利用者の安全確保に当たる体制が求められます。

ライフライン停止時は暖房装置が使えません。利用者の保温のため、毛布、寝具等の準備が必要となります。

エ 安全点検

使用を開始する前に、給水、供电などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検が必要です。

また、施設内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な清掃を実施しましょう。

(3) 施設が使用不能となった場合

ア 利用者の家族等で被災を免れた方がいる場合

状況を説明し、速やかに家族等へ引き継ぎましょう。

イ 利用者の家族等も同時に被災した場合

他の社会福祉施設等での受入れを要請しましょう。

(4) 必要な連絡

ア 市町などの防災関係機関との連絡

利用者の安全の確保を第一に、必要な措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町などの防災関係機関とあらかじめ確認しておいた情報伝達手段により、連絡を取りましょう。

第4 災害発生時における地域での役割

1 地域の安心拠点

施設が、使用できる場合は、高齢者福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うことが求められます。

その際、防災活動の順位は次のとおり考えられます。

第一に、施設内利用者の救護と安全確保

第二に、地域の被災者への救援活動

第三に、市町防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(1) 地域連携の重要性

ア 大きな災害後、2～3日間は、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられ、その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を総動員してしのがなければなりません。

イ 被災後施設が使用できる場合には、施設長（又は臨時の管理者）の指揮の下、次のような救援活動を地域と連携して速やかに実施するよう努めましょう。

- ・避難所の提供
- ・一時利用者の受入れ
- ・負傷者の手当、ケアの実施

ウ 施設が地域に協力できることは多くあります。特に次のようなことは、地域から期待されているため、可能な限り対応してください。

- ・冬期における暖房具の確保
- ・入浴施設の開放
- ・送迎付き入浴サービス
- ・清拭の実施
- ・給食調理サービス
- ・消耗品の確保
- ・洗濯等の委託
- ・介護相談の実施
- ・高齢者世帯巡回訪問
- ・健康チェック、声かけ、不安解消

(2) 日時経過による救援の役割分担の変化

日時の経過とともに、施設に求められる役割も変化します。地域における安心、安全の拠点として、可能な限り対応してください。

ア 被災当日

被災当日は、地域と連携して、被災者の居場所確保に協力してください。

イ 2日目以降

2日目以降は、備蓄した飲料水、食糧を被災者へも提供するなど、地域での災害対策に可能な限り協力してください。

ウ 行政や他の施設からの要請への対応

市町災害対策本部、消防、警察、他の社会福祉施設等から要請があった場合には、可能な限り地域の高齢者等を一時受入れしてください。

参考資料

<参考資料1>

チェックシートの例

風水害・豪雪時のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限にとどめることができるものがあります。このチェックシートを参考に、警報等が発表された時点から、状況が変化していく過程の中で、各施設が取るべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにしましょう。

対 策 方 法
[警報等が発表された場合]
[指示体制の周知と情報伝達]
<input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集
<input type="checkbox"/> 市町担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備
<input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知
<input type="checkbox"/> 利用者及び職員への定期的な情報提供（及び緊急避難時の冷静な行動指示）
<input type="checkbox"/> 初動体制の準備（避難方法の確認、警戒体制の準備）
[役割分担別の準備・確認]
<input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック
<input type="checkbox"/> ライフラインや給食等の設備点検
<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかの点検
<input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握
<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
<input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
[安全対策の実施]
<input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所）
<input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装（雨具、防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）、移動手段準備
<input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備
<input type="checkbox"/> 被害予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断
[災害発生時の対応]
[避難手段と経路選択]
<input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断
<input type="checkbox"/> 高齢者が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断
<input type="checkbox"/> 災害対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応
[避難誘導]
<input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択

<input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意 ----- [避難不要な場合]
<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施 ----- <input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送 ----- [安全点検の実施]
<input type="checkbox"/> 施設、設備の点検と清掃の実施 ----- [施設が使用不能となった場合]
<input type="checkbox"/> 入所者を家族等へ引継依頼 ----- <input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼 ----- [必要な連絡の実施]
<input type="checkbox"/> 市町など防災関係機関に状況を連絡 ----- <input type="checkbox"/> 必要な支援について要請 ----- [その他（各施設における対策）]
<input type="checkbox"/> ----- <input type="checkbox"/>

<参考資料2>

風水害に関する市町の連絡先一覧（令和4年4月1日現在）

市町	担当課	メール	FAX	電話	備考
静岡市役所	高齢者福祉課	koureifukushi@city.shizuoka.lg.jp	054-221-1090	054-221-1201	
	介護保険課	kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp	054-221-1298	054-221-1088	
浜松市役所	中区役所 長寿保険課	c-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-459-0323	053-457-2062	
	東区役所 長寿保険課	e-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-424-0212	053-424-0186	
	西区役所 長寿保険課	w-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-597-1210	053-597-1164	
	南区役所 長寿保険課	s-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-425-1569	053-425-1542	
	北区役所 長寿保険課	n-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-523-1928	053-523-1144	
	浜北区役所 長寿保険課	hk-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-585-2137	053-585-1123	
	天竜区役所 長寿保険課	tn-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-922-0321	053-922-0130	
沼津市役所	長寿福祉課	chouju@city.numazu.lg.jp	055-935-0335	055-934-4873	
熱海市役所	長寿介護課	kaigohoken@city.atami.shizuoka.jp	0557-86-6264	0557-86-6281	
三島市役所	介護保険課	kaigo@city.mishima.shizuoka.jp	055-975-3456	055-983-2607	
富士宮市役所	危機管理局	bosai@city.fujinomiya.lg.jp	0544-22-1239	0544-22-1319	対策本部 設置時及び 休日・夜間
	高齢介護 支援課	kaigo@city.fujinomiya.lg.jp	0544-28-4345	0544-22-1141	平日午前 8:30～ 午後5:15
伊東市役所	高齢者 福祉課	kourei@city.ito.shizuoka.jp	0557-36-1165	0557-32-1561	
島田市役所	災害対策室 (災害対策本部が 設置された場合)	kikikanri@city.shimada.lg.jp	0547-35-6000	0547-36-7188	プラザお おるり内
	長寿介護課	kaigo@city.shimada.lg.jp	0547-34-3289	0547-34-3294	

市町	担当課	メール	FAX	電話	備考
富士市役所	福祉総務課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	fu-fukushisoumu@div. city.fuji.lg.jp	0545-52-2290	0545-55-2840	
	災害対策 要配慮者支援班	ho-koureishien@div. city.fuji.shizuoka.jp	0545-51-2040	0545-55-2741	
焼津市役所	地域包括ケア 推進課 (災害対策 本部が設置されてい ない場合)	choju@city. yaizu.lg.jp	054-621-0034	054-626-1117	
	災害対策本部	bousaikeikaku@city. yaizu.lg.jp	054-623-1274	054-623-1269	
磐田市役所	高齢者支援課	koureisya@city. iwata.lg.jp	0538-37-6495	0538-37-4869	
掛川市役所	長寿推進課	choju@city. kakegawa.lg.jp	0537-21-1163	0537-21-1196	
藤枝市役所	介護福祉課	kaigo@city. fujieda.lg.jp	054-643-3506	054-646-0294 054-643-3144	
	地域包括ケア 推進課	chiikicare@city. fujieda.lg.jp		054-643-3225	
御殿場市役所	長寿福祉課	kaigo@city. gotemba.lg.jp	0550-84-1046	0550-82-4134 0550-83-1463	
袋井市役所	災害対策本部	bousai@city. fukuroi.shizuoka.jp	0538-86-5522 0538-43-2132	0538-86-3701 0538-43-2111	対策本部 設置時及び 休日・夜間
	保険課	hoken@city.fukuroi. shizuoka.jp	0538-43-6285	0538-44-3152 0538-43-2111	勤務時間 休日・夜間
下田市役所	市民保健課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	kaigo@city. shimoda.lg.jp	0558-22-1030	0558-22-2077	
	災害対策本部 (庁舎内に設置され た場合)	kaigo@city. shimoda.lg.jp	0558-22-1030	0558-22-2077	
	災害対策本部 (庁舎外に設置され た場合)	kaigo@city. shimoda.lg.jp	0558-27-1280	0558-25-3516 0558-25-3534 0558-27-1280	

市町	担当課	メール	FAX	電話	備考
裾野市役所	総合福祉課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	fukushi@city.susono shizuoka.jp	055-992-3681	055-995-1819	
	災害対策本部	bousai@city.susono. shizuoka.jp	055-992-1111	055-992-2640	
湖西市役所	高齢者福祉課	kourei@city. kosai.lg.jp	053-576-1220	053-576-1104 053-576-1212	
伊豆市役所	健康長寿課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	kaigo@city.izu. lg.jp	0558-74-0151	0558-74-0150	
	災害対策本部	bousai@city.izu. shizuoka.jp	0558-72-6588	0558-72-9867	
御前崎市役所	高齢者支援課	korei@city.omaezaki. shizuoka.jp	0537-85-1142	0537-85-1118	
菊川市役所	長寿介護課	kaigo@city.kikugawa .shizuoka.jp	0537-37-1113	0537-37-1253	
伊豆の国市役所	長寿介護課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	sien@city. izunokuni.lg.jp	0558-76-8029	0558-76-8011	
	災害対策本部	kiki@city.izunokuni.s hizuoka.jp	055-948-1169	055-948-1482	
牧之原市役所	長寿介護課	hoken@city.makinoh ara.shizuoka.jp	0548-23-0099	0548-23-0076	
東伊豆町役場	健康づくり課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	kenkou@town. higashiizu.lg.jp	0557-95-5691	0557-95-1124	勤務時間
	災害対策本部 (防災課)	bousai@town.higash iizu.lg.jp	0557-95-0122	0557-95-1103	対策本部 設置時及び 休日・夜間
河津町役場	福祉介護課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	fukushi@town. kawazu.shizuoka.jp	0558-34-1811	0558-36-3232	
	災害対策本部	bousai@town. kawazu.shizuoka.jp	0558-34-0099	0558-34-1112	

市町	担当課	メール	FAX	電話	備考
南伊豆町役場	福祉介護課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	fukukai@town.mina miizu.shizuoka.jp	0558-62-2493	0558-62-6233	
	災害対策本部	soumu@town.minam iizu.shizuoka.jp	0558-62-1119	0558-62-6211	
松崎町役場	健康福祉課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	fukushi@town. matsuzaki.lg.jp	0558-42-3184	0558-42-3966	
	災害対策本部	soumu@town. matsuzaki.lg.jp	0558-42-3183	0558-42-1111 (代表番号)	
西伊豆町役場	健康福祉課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	kenkou@town.nishii zu.lg.jp	0558-54-1019	0558-52-1116	
	災害対策本部	bousai@town.nishiiz u.lg.jp	0558-52-1906	0558-52-1111 (代表番号)	
函南町役場	災害対策本部 (総務課)	soumu@town. kannami.lg.jp	055-978-1197	055-978-2250	
	福祉課	fukushi@town. kannami.lg.jp	055-979-8143	055-979-8126	
清水町役場	災害対策本部	bousaitaisaku@town.s hizuoka-shimizu.lg.jp	055-973-1711	055-973-1111	
	福祉介護課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	kaigo@town.shizuoka -shimizu.lg.jp	055-973-1959	055-981-8213	
長泉町役場	災害対策本部	bousai@town. nagaizumi.lg.jp	055-989-5656	055-989-5505	警報 発令時
	長寿介護課	kaigo@town. nagaizumi.lg.jp	055-989-5515	055-989-5511	警報 発令時 以外
小山町役場	災害対策本部	bousai@town.shizuo ka-oyama.lg.jp	0550-76-5910	0550-76-5715	
	福祉長寿課 (災害対策本部が設置 されていない場合)	kaigo@town.shizuok a-oyama.lg.jp	0550-76-4770	0550-76-6669 0550-76-1111	勤務時間 休日・夜間

市町	担当課	メール	FAX	電話	備考
吉田町役場	福祉課	fukushi@town. yoshida.shizuoka.jp	0548-33-0361	0548-33-2106	
川根本町役場	高齢者福祉課	koreisha-fukushi@to wn.kawanehon.lg.jp	0547-56-1117	0547-56-2234	
森町役場	福祉課	fukushi@town. shizuoka-mori.lg.jp	0538-86-6301	0538-85-1800	

※ 災害によって連絡先が、異なる場合があります。必ず連絡先を確認しておいてください。

<参考資料3>

インターネットによる災害に関する情報の入手先

気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/
サイポスレーダー (県内の雨量や水位の情報など)	http://sipos.pref.shizuoka.jp/
土砂災害警戒情報	http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&
土砂災害情報マップ	https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijouhoumap.html

参考文献

高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル（高知県 平成18年3月）

高齢者の入所系施設における防災マニュアル（石川県 平成18年3月）

社会福祉施設等災害対応マニュアル（仙台市 平成21年4月）

協 力

このマニュアルは静岡県老人福祉施設協議会、静岡県老人保健施設協会の協力を得て作成しました。

令和4年度版
高齢者福祉施設における防災対策マニュアル

～入所施設、通所施設のための災害マニュアル～
令和4年6月

作成：静岡県健康福祉部福祉長寿局
協力：静岡県老人福祉施設協議会
静岡県老人保健施設協会